

ともに生きる 福祉でまちづくり

越前市地域福祉計画

令和6年度～令和10年度

越 前 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の位置付け	
(1) 計画の根拠	
(2) 計画の目的	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の範囲及び「地域」のとらえ方	
2 市総合計画との関係	
(1) 総合計画・基本構想との関係	
(2) その他の個別計画との関係	
(3) S D G s の取組み	
3 計画策定の体制	
(1) 市民アンケート調査の実施	
(2) 市民・関係団体からの意見聴収	
(3) 策定委員会	
(4) パブリック・コメント	
4 前計画の進捗状況	
(1) 前計画の概要	
(2) 進捗状況	
第2章 計画の基本理念	16
1 基本理念 「ともに生きる 福祉でまちづくり」	
(1) 地域福祉のイメージ	
(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉	
(3) 「福祉 “で” まちづくり」とは	
(4) 包括的な支援体制の整備【重層的支援体制整備事業の実施】	
第3章 計画の基本目標と体系	20
1 計画の基本目標と体系	
第4章 計画の施策推進の方向	21
基本目標1 とともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）	
(1) つながりの醸成	

- (2) 地域のネットワークづくりの推進
- (3) 地域の中で支え合える人材育成の推進
- 基本目標2 お互いを認め合うまち
 - (1) 対等な関係づくり
 - (2) 多様な活躍の場や居場所づくり
 - (3) 人と社会をつなぐ支援
- 基本目標3 支援が必要な人や支援者を支える体制があるまち
 - (1) 包括的な相談体制の充実とつながるしくみづくり
 - (2) 分野を超えた支援と多機関協働の体制づくり
 - (3) 相談支援に携わる専門職の人材育成
 - (4) 再犯防止の推進【越前市再犯防止推進計画】
 - (5) 自殺対策の推進【越前市自殺対策計画】
- 基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち
 - (1) ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり
 - (2) 災害時の支援体制づくり
 - (3) 防犯・事故防止・消費者被害対策
- 基本目標5 育ちをつなげ自立を支えるまち
 - (1) 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり
 - (2) 「縦横連携」によるライフステージごとの個別支援の充実
- 【重層的支援体制整備事業実施計画】

第5章 計画の推進体制	43
1 計画の推進	
2 地域福祉を支える地域社会資源	
3 地域福祉を進める機関	
資料編	51
1 越前市の概要	
2 地域を取り巻く現状	
3 越前市地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則	
4 越前市地域福祉計画策定委員会委員名簿	
5 越前市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ員名簿	

1 計画の位置付け

(1) 計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条（注1）に基づく市町村地域福祉計画です。

本市は、越前市総合計画に掲げたふるさとづくりの理念「幸せを実感できる ふるさと～ウェルビーイングの越前市～」を実現するために、地域福祉（注2）に関する市の福祉の方向性を示すものとして「越前市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、法第106条の3（注3）に規定されている包括的な支援体制の整備が必要です。本市では、本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行います。そのための施策として法第106条の4（注4）に規定されている重層的支援体制整備事業により、各分野の事業を一体的に実施し、分野を超えた課題を抱える地域住民に対する支援をより効果的に実施します。なお、「越前市重層的支援体制整備事業実施計画」により、その具体的な手法を構築します。

また、保健医療、福祉等の支援を必要とする罪を犯した人の社会復帰支援のあり方及び自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方については、地域福祉として一体的に展開することが望ましいことから、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「越前市再犯防止推進計画」と、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「越前市自殺対策計画」を、本計画に内包します。

(2) 計画の目的

本計画は、地域福祉を推進するため、地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加する「共生する社会」の実現に向けた施策を示す計画です。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度～令和10年度の5年間とします。

ただし、経済・社会情勢が急速に変化している現代においては、福祉を取り巻く環境変化により福祉政策の変動も想定されます。このため、本計画は必要な場合には、見直すこととします。

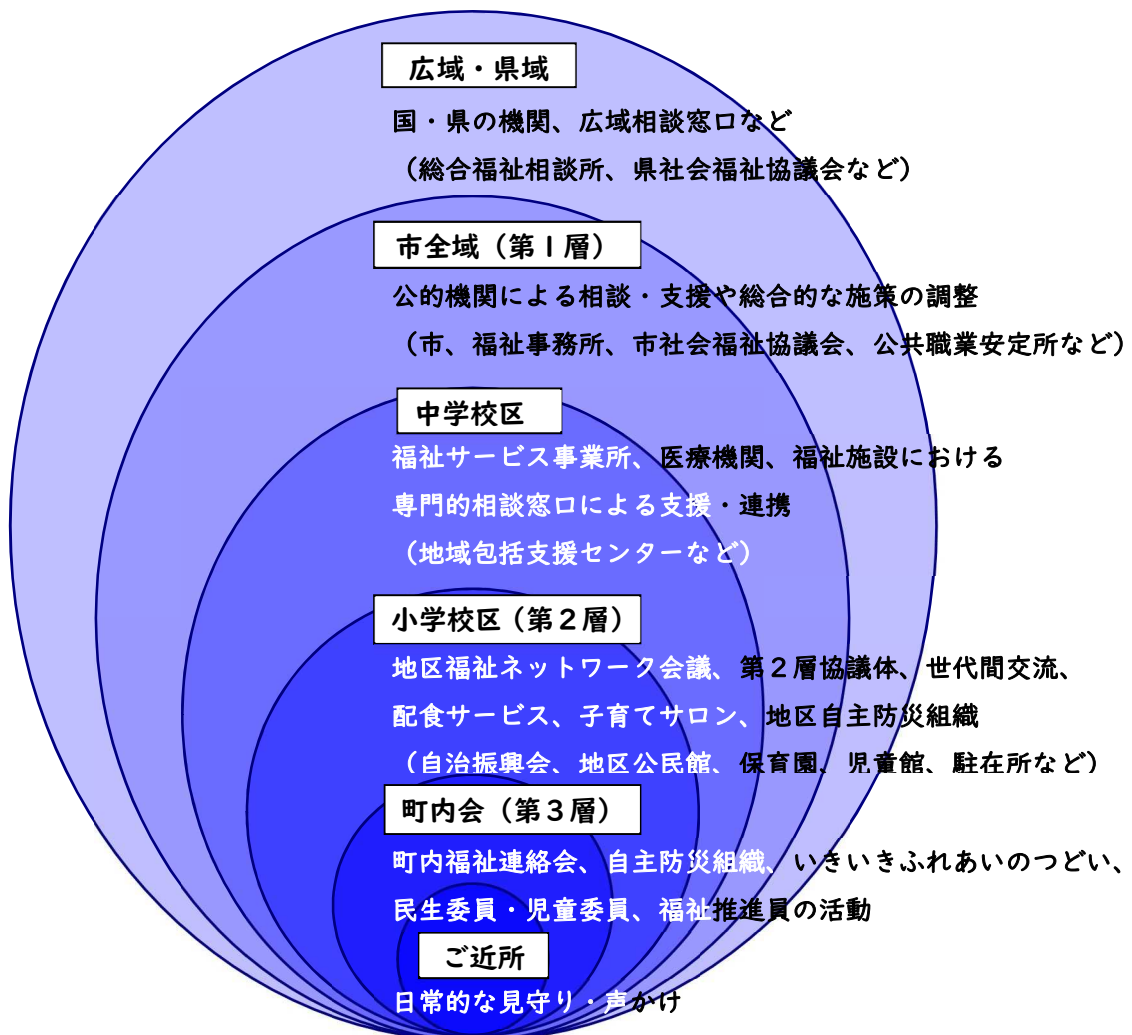
(4) 計画の範囲及び「地域」のとりえ方

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲の「地域」の設定が必要になります。地域福祉活動を推進する上では、より身近な生活の範囲である地区自治振興会が活動している小学校区の区域を基本とします。

しかし、「小学校区」の地域で全ての地域課題を解決することは困難です。地域は、図のとおり「ご近所」、「町内会（第3層）」、「小学校区（第2層）」、「中学校区」、「市全域（第1層）」におおむね区分され、実施する事業内容により、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域課題への取組みについて、課題の内容・質に応じて、最も効果的な範囲において取り組んでいくこととします。

地域福祉を推進する「地域」のイメージ図



=====

(注1) 社会福祉法第107条（令和3年4月1日施行）より抜粋

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(注2) 地域福祉

○法規定（社会福祉法）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○（全国社会福祉協議会HPより）地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方

(注3) 社会福祉法第106条の3（令和3年4月1日施行）より抜粋

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備

するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(注4) 社会福祉法第106条の4（令和3年4月1日施行）より抜粋

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 市総合計画との関係

(1) 総合計画・基本構想との関係

本計画は、本市の総合計画・基本構想に掲げたふるさとづくりの理念「幸せを実感できる ふるさと ～ウェルビーイングの越前市～」を実現する施策を推進するための福祉の基本計画という性格を持ちます。

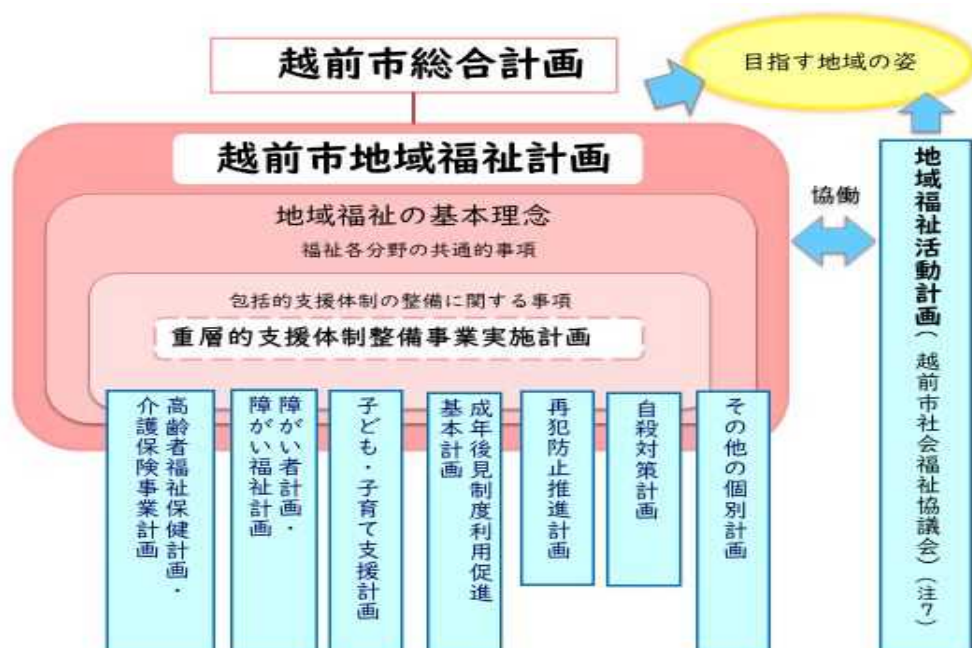
また、越前市自治基本条例（注5）や越前市地域自治振興条例（注6）に定められたように、市民などと行政とが協働して、福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

(2) その他の個別計画との関係

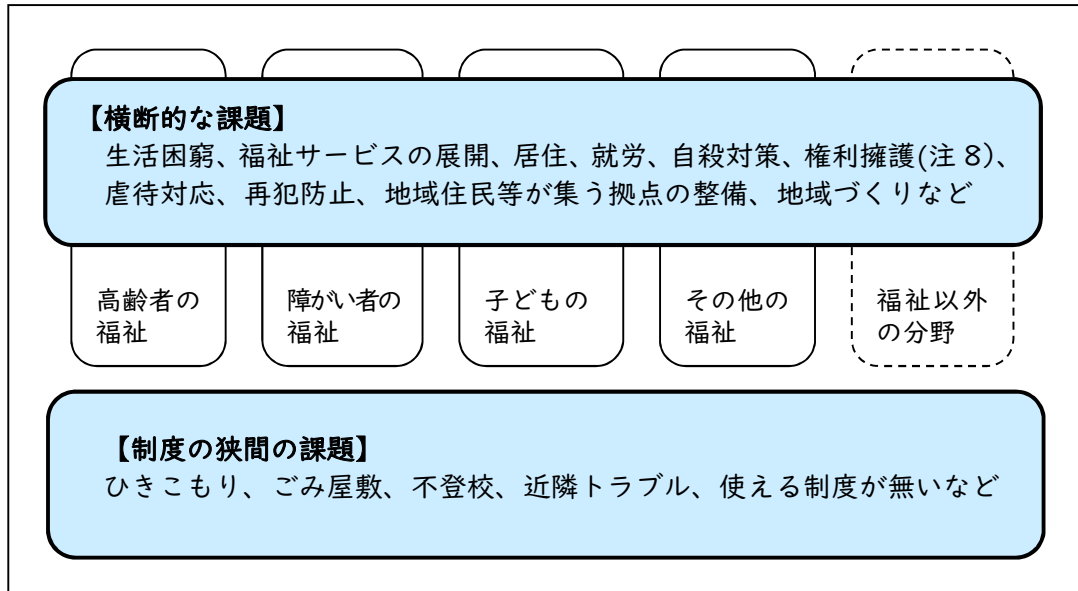
本計画は、高齢者、障がい、子ども・子育てなどに関する計画やその他権利擁護など市民一人ひとりの生活にかかわる行政計画など、福祉施策における個別計画の上位計画として位置づけるものです。

本計画と個別計画とは、地域福祉の理念を共有し、既に策定している個別計画において、本計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、既定の計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなすことができることとします。

地域福祉計画の位置づけ



共通して取り組むべき事項



(3) SDGsの取り組み

① SDGsとは



SDGsとは、「持続可能な開発目標」のことであり、2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

② 本計画とSDGs

本計画は、行政・関係機関・地域住民等あらゆる人や団体がつながり、支え合い、地域共生社会の実現に向けた「ともに生きる 福祉でまちづくり」を基本理念としています。

本市の現状や課題を踏まえ、計画の施策を実施する中で、貧困や差別を無くし、あらゆる災害への対策を図り、公平、公正で持続可能な共生社会の実現に向け、SDGsの下記の目標を取り入れ推進していきます。

SDGsの目標



（注5）越前市自治基本条例

越前市自治基本条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的として制定された。市民の、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となり、組織の一員としてまちづくりに関わる中で、市民自治を確立し、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを目的としている。

（注6）越前市地域自治振興条例

越前市地域自治振興条例は、地区の市民などが身近な課題を自主的に解決し、地区の個性を生かして自立的にまちづくりを行う自治振興会の活動に関する事項の大綱を定めることにより、市と当該団体との間の基本的関係を明らかにするとともに、当該団体の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって地域自治の推進を資することを目的としている。

（注7）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である越前市社会福祉協議会が住民活動を支援する役割から策定する計画。住民が主体となって活動を行うための参加計画であり、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画

（注8）権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や認知症の高齢者、障がい者の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

3 計画策定の体制

本計画に地域住民等の地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民アンケート調査や市民・関係団体等からの意見聴取を行いました。また、策定委員会、ワーキンググループにおいて意見交換や協議を行い、本計画を策定しました。

(1) 市民アンケート調査の実施

地域における日常生活上の課題、地域活動やボランティア活動の実態などを把握し、今後の施策に生かすとともに、本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の名称	【越前市】地域福祉に関するアンケート調査
調査対象者	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,000人
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和5年6月～7月
有効回収数	1,166件
有効回収率	58.3%

(2) 市民・関係団体からの意見聴取

本市が抱える課題を把握するため、地域における会議、市民や関係団体などから直接意見を聴取しました。

- ・地域の会議など

5月・7月 地区福祉ネットワーク会議、第2層地区協議会や地区自治振興会福祉部会等にて、地域の日常生活課題について意見聴取

- ・福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科の学生

5月 講義にて、新たな社会資源やサービス等についての提案

- ・親の会など

6月・9月 障がい児・者の親の会にて、親と障がい者本人より意見聴取

4月～6月 不登校・ひきこもり家族会にて意見聴取

- ・外国籍市民

6月 学習支援やコミュニティの場にて、子どもや親より意見聴取

(3) 策定委員会

福祉・医療などの専門家や、実際に地域で活動している人達が、市民の立場から、深く掘り下げた視点で地域福祉について検討するために、「越前市地域福祉計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置しました。

委員は15名で、学識経験者、団体関係者、福祉関係機関、行政機関及び市民代表に就任していただきました。策定委員会は、令和5年度中に4回開催し、現計画の評価検証、計画の素案審議・素案決定し、パブリック・コメントの結果を踏まえて計画案を策定しました。

また、市の福祉分野を担当する部署だけでなく、地域福祉の推進に関連する関係各課、武生公共職業安定所、福井県丹南健康福祉センター、地域福祉の推進を図ることを目的とする越前市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)の実務者15名で構成するワーキンググループを設置し、現計画の評価検証、策定委員会へ提出する素案を作成しました。

(4) パブリック・コメント

市民の皆さんに、策定委員会で検討された「越前市地域福祉計画(案)」に対し広く意見を求めるために、令和5年12月15日から28日間、市ホームページや市庁舎、図書館などにおいて計画素案を公表し、それに対する意見の募集を行いました。

市地域福祉計画の策定体制イメージ図



4 前計画の進捗状況

(1) 前計画の概要

① 計画の期間

平成31年度から令和5年度までの5年間

② 計画の骨子

前計画は、「ともに生きる 福祉でまちづくり」の理念のもと、相談支援機関や専門機関等と協働で、地域共生社会を構築するための基盤整備を行うこととし、5つの基本目標を掲げ、計画を立てています。

基本目標1 ともに支え合うまち

自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携により地域のつながりを再構築し、「ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）」を目指す。

基本目標2 お互いを認め合うまち

すべての人が尊重され、参加の機会を保障されることで自分の持っている力を発揮できる「お互いを認め合うまち」を目指す。

基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち

複雑化する課題に対応するため包括的な相談窓口を設置し、多職種が共に学び連携しながら課題の解決を行う「課題を解決するための協力体制があるまち」を目指す。

基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち

情報が届きにくい人への対策も講じながら、誰もが利用しやすく、安心して暮らせる地域環境をつくり、「安全で安心して快適に暮らせるまち」を目指す。

基本目標5 育ちをつなげ自立を支えるまち

気がかりさを抱えている人やその家族の支援や育ちをつなげ、自立を支える地域づくりを目指す。

(2) 進捗状況

本計画を策定するにあたり、前計画の進捗状況について、ワーキンググループにおいて検証を行い、策定委員会において、5年間の福祉課題に対する取組みについては、計画の基本目標に沿って推進されていると評価を得ました。

前計画の主な取組み状況は、次のとおりです。

基本目標1

① 町内福祉連絡会や地区福祉ネットワーク会議の開催

支援が必要な人や気がかりな人を把握し、見守り活動を行うための話し合いの場である町内福祉連絡会（注9）や地区福祉ネットワーク会議（注10）を開催しています。また、地域での見守り活動強化のための研修会の開催や担い手の人材育成を図り、地域住民等が相互に支える・支えられる関係性の構築を推進しました。

② 地域支え合い事業の推進

令和2年度に17地区すべてに第2層協議体を設置しました。地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）（注11）と第1層協議体（市全域）及び第2層（小学校区）協議体（注12）において、地域資源の開発やネットワークの構築を行い、地域の生活支援ニーズの把握や、多様な主体による生活支援サービスの創出などにより、高齢者の日常生活を支援しています。

③ 地域福祉活動への参画の推進

令和元年度の手話言語条例制定を機に、地域住民に手話を通して地域福祉に目を向ける機会を拡充しました。また、地域の防災訓練への障がいのある人や支援者の参加、児童生徒の福祉体験やボランティア活動への参加など、地域住民の地域福祉への理解と活動への参画の機会を設け、ともに支え合うまちづくりを推進しました。

基本目標2

① 多言語での相談体制と情報発信の推進

令和2年1月に市役所1階に多文化共生総合相談ワンストップセンターを開設しました。外国人市民への情報提供や相談を多言語で一元的に行うことで、様々な相談に迅速に対応し、適切な相談機関につなげています。

② 人権尊重意識の普及高揚

ア. 「パートナーシップ制度」の導入

市民一人ひとりが互いの個性や人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指して、令和4年10月に県内で初めて「パートナーシップ制度」を導入しました。また、市民の人権尊重意識の普及高揚を図るため、講演会の開催やパネル展示、SNSによる情報発信などを行いました。

イ. 「手話言語条例」「コミュニケーション条例」の制定

障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、多様性を認め合うまちづくりの基盤として、手話などの多様なコミュニケーション手段への理解、認識及び普及を推進し、相互理解の機会を増やしています。

③ 居場所づくりの推進

身近な町内でのつどいを開催し、高齢者の居場所づくりや子どもとの交流活動の推進を行うなど、地域住民が生涯にわたり知識や経験を生かせる機会を設けました。また、

地域のボランティアの協力のもと、学習支援などを通じた地域の子どもの居場所づくりを推進しました。

基本目標3

① 包括的な相談窓口の設置

ア. 「市福祉総合相談室」の設置

令和3年4月に市福祉総合相談室を設置し、生活困窮やひきこもりなど、複合的な課題を抱える家庭に対し、対象者一人ひとりに応じた支援を行い、包括的、継続的な支援を実施するとともに、官民協働による重層的な支援の推進に取り組んでいます。

イ. 「基幹相談支援センター」の設置

障がいや病気があっても地域で安心して暮らせるように、令和4年4月に障がいのある人の総合相談窓口として、市基幹相談支援センターを設置しました。

ウ. 「地域包括支援センター」の設置

令和3年4月に日常生活圏域毎（市内6か所）に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族の身近な総合相談窓口として対応しています。また、地域での介護予防事業や地域包括ケアシステムの拠点を担いながら、地域住民に寄り添った支援をしています。

エ. 「こども家庭センター」設置準備を含めた子どもや子育て世帯への支援体制強化

母子保健と児童福祉を一体的に担う「こども家庭センター」の令和6年度設置を目指し、教育、福祉及び保健の連携強化及び全ての妊産婦と子ども、保護者を支援する体制整備を進めています。

② 福祉・介護・医療等多職種協働の体制整備

つなぐ・つながる支援会議等、各種会議において、福祉分野だけでなく、介護や医療等、多職種・多分野がそれぞれの課題を共有し、課題解決のために協働で取り組むことができる体制づくりを進めました。

③ 自殺対策の推進

悩みを抱える人を対象に「こころの相談会」等を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなげました。また、ゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策のための人材養成を行いました。

基本目標4

① 誰もが利用しやすい公共交通や移動支援のあり方の検討

ア. デマンド交通（注13）の実証実験の実施

令和5年度にデマンド交通の実証実験を実施し、新たな交通の検討を進めるとともに、持続可能な地域交通ネットワークの整備を図っています。

イ. 自家用有償旅客運送（注14）の実証実験の実施

令和5年8月から坂口地区において、自家用有償旅客運送の実証実験を実施し、令和6年度の本格運行を目指しています。

② 情報が届きにくい人への災害時の情報発信

令和元年度から外国人市民防災リーダー養成研修会を開催し、認定したリーダーのSNSを活用して、災害時の迅速な情報発信を行っています。また、障がい者スカーフの配布等により、避難所における障がい特性に応じた支援や合理的配慮ができる環境整備を推進しました。

③ 避難行動要支援者避難支援制度（注15）の推進

災害時において、避難行動要支援者が犠牲となっていることから、国の法改正に伴い、市では福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）の参画による個別避難計画の作成に取り組み、避難の際に実効性が高い計画作成を進めています。

令和6年度以降は、すべての避難行動要支援者の計画作成に福祉専門職が関わり、さらなる避難体制の充実を図っていきます。

④ 消費者被害対策の推進

悪質、巧妙化した新たな手口の悪質商法やインターネット通信販売による消費者トラブルなどの未然防止や被害の早期発見、救済のため、市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議や市政出前講座等により、悪質商法等の手口や対策についての普及、啓発活動を推進しています。

基本目標5

① 児童発達支援センターなないろ（注16）の機能の拡充

令和5年度に療育の対象を幼児期から18歳までに拡充し、併せて発達支援調整機関を設置し、「気づき」の段階からライフステージに応じた継続した支援ができる体制を整備しました。また、障害児相談支援事業所を開設し、福祉サービス利用時に、子どもとその家族のニーズに基づき必要なサービスの調整を行う体制を整備しました。

② 障がい福祉サービス関連協議体（注17）の設置

令和3年度に障がい福祉サービス関連協議体を設置し、関係機関が連携を強化することにより、必要な福祉サービスやその受け皿を検討し、個別ケースに対し適切な支援につながる体制を構築しています。

=====

(注9) 町内福祉連絡会

「気がかりな人への見守り活動そのもの」とそのための「話し合いの場」。区長の呼びかけにより町内会活動に「町内見守り」の機能を加え、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員等との協力により、各町内の実情に応じた見守り活動を推進している。高齢者、障がい者、ひとり親世帯など、支援が必要な人や気がかりな人を把握し、日常的な安否確認や見守り活動を通して、住民同士の支え合いを広げる。地域の住民同士で見守り合い、温かいつながりをつくることで、孤立を防ぎ、日々の安心につながり、地域生活課題の深刻化を防ぐことになる。

(注10) 地区福祉ネットワーク会議

小学校区ごとに区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉関係部員などが集まり、町内ごとの見守り活動や地区における地域福祉の課題について、話し合ったり、情報交換や情報共有をしたりする場

(注11) 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

要支援高齢者等の生活支援の担い手となるボランティアの育成やサービス提供団体のネットワーキング、地域資源の開拓など、多様な主体による多様な取組みのコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進している。（全国的には、「生活支援コーディネーター」と呼ばれている。）

第1層は市全域、第2層は小学校区で設置している。

(注12) 第1層協議体、第2層協議体

第1層協議体は、市全体を対象区域とし、市が主体となって地域支え合い推進員と地域自治組織や、民生委員、NPO法人、介護事業所、ボランティア、商工会等の生活支援等サービスの多様な提供主体が参加し、定期的な情報共有・連携強化の場

第2層協議体は、小学校区を対象区域とし、地区自治振興会が主体となって地区の地域支え合い推進員を中心に、地域の実情に応じた生活支援サービス等の提供団体が参加する協議の場

(注13) デマンド交通

路線バスや市民バスとは異なり、電話やインターネットでの予約に応じて、希望の時間帯に車両が指定された地点（停留所）まで迎えに来て、目的地（停留所）まで運行する公共交通のこと。タクシーとの違いは、停留所間みの運行であること、他者と乗り入れになる可能性があること。

(注14) 自家用有償旅客運送

既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとったうえで、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて提供する輸送サービス

(注15)避難行動要支援者避難支援制度

災害が発生した際に、高齢者や障がいのある人などの要配慮者のうち、避難について特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といい、避難行動要支援者避難支援制度は、こうした方々の名簿（避難行動要支援者名簿）を災害前に作成しておき、平常時からの防災活動や災害時の避難支援等に役立てる制度。

本市では、地域の区長や民生委員と福祉専門職等により、本制度に同意した方一人ひとりの避難支援等に必要な情報をまとめた個別避難計画を作成している。

(注16) 児童発達支援センターなないろ

児童福祉法に基づく通所の児童福祉施設で、障がいのある子ども、発達の気がかりな子どもへの発達支援やその家族への支援を行い、施設の有する専門機能を生かし、子どもの発達に関する相談を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設

令和5年4月から、通所支援の対象年齢を、乳幼児までから18歳までに拡充

(注17) 障がい福祉サービス関連協議体

障がい福祉サービスに携わる市内事業所で組織し、障がいのある人に対する支援を図るために必要な情報交換や支援体制に関する検討を行う場

1 基本理念

ともに生きる 福祉でまちづくり

本計画は、越前市総合計画の基本理念“幸せを実感できる ふるさと ～ウェルビーイングの越前市～ ”を目指すための計画です。

わたしたちの幸福実感（ウェルビーイング）を最大化するという視点から、地域の人とつながり、自分らしく居られる「居場所」と、自分の可能性を引き出し表現できる多様な「活躍の場」という2つの場を創出し、「幸せを実感できる ふるさと」を目指します。

本市は、前計画に引き続き、行政・関係機関・地域住民等あらゆる人や団体がつながり、支え合い、地域共生社会の実現に向けた「ともに生きる 福祉でまちづくり」を推進します。

※ 地域住民等とは、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」をいいます。

(1) 地域福祉のイメージ

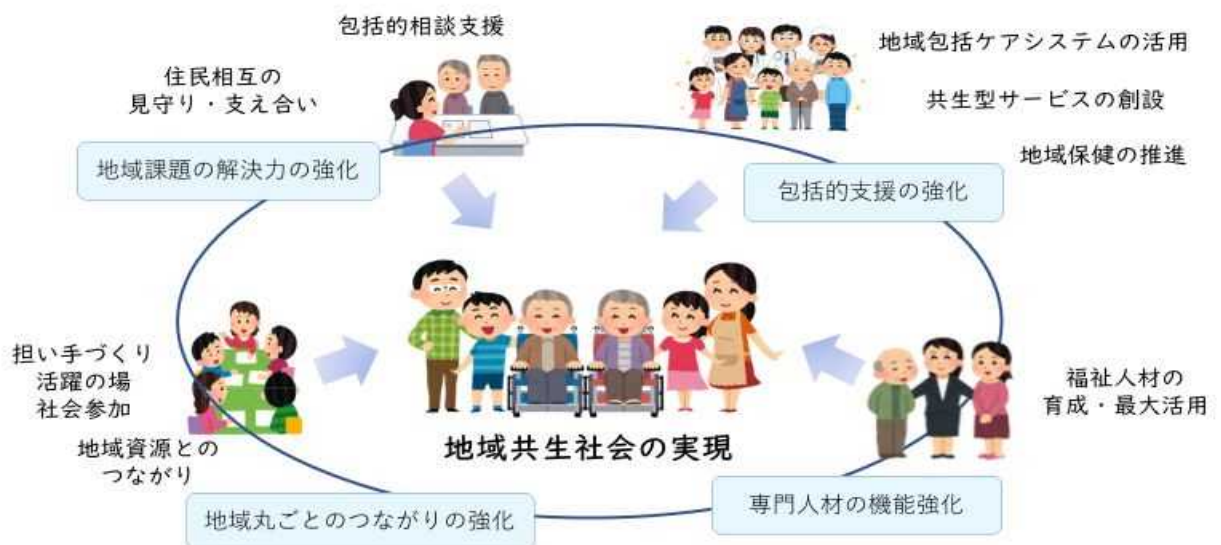
地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子どもを含め、地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域の中で、自分らしい生活を送りたいという思いを実現するために重要なものです。

地域福祉とは

- ◎様々な担い手（地域住民・事業者・行政など）が互いに協働して、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分達にできること」「皆で協力してできること」など、自助・互助・共助・公助の役割分担を考えること
- ◎課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと

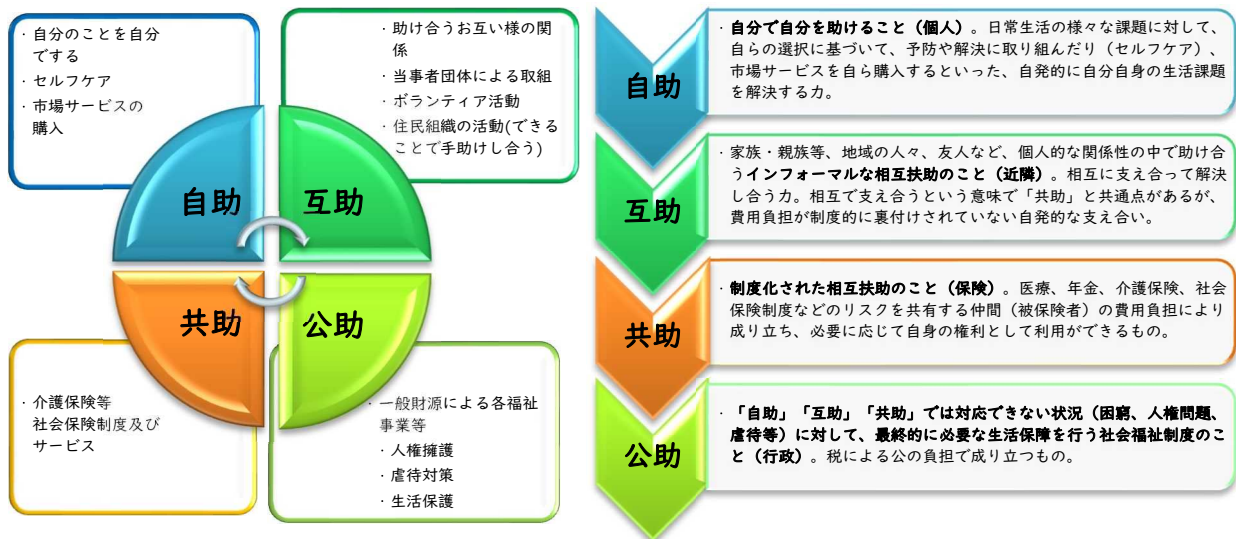
本計画では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、**地域をともに創っていく社会（地域共生社会）**の実現をめざしていきます。

地域福祉が目指す共生社会



(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉の推進は、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働によって取り組むことを基本とします。



参考文献：厚生労働省『地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」(平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より)

(3) 「福祉“で”まちづくり」とは

地域住民等による地域生活課題を起点としたまちづくりをいいます。誰もが役割を持ち、自分たちのことは自分たちで決め(市民自治)、地域力の強化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも資する仕組みを自分達で創る(当事者主義)ことを目指します。また、地域の相談支援機関や専門機関等は課題解決のための協力体制を整えます。

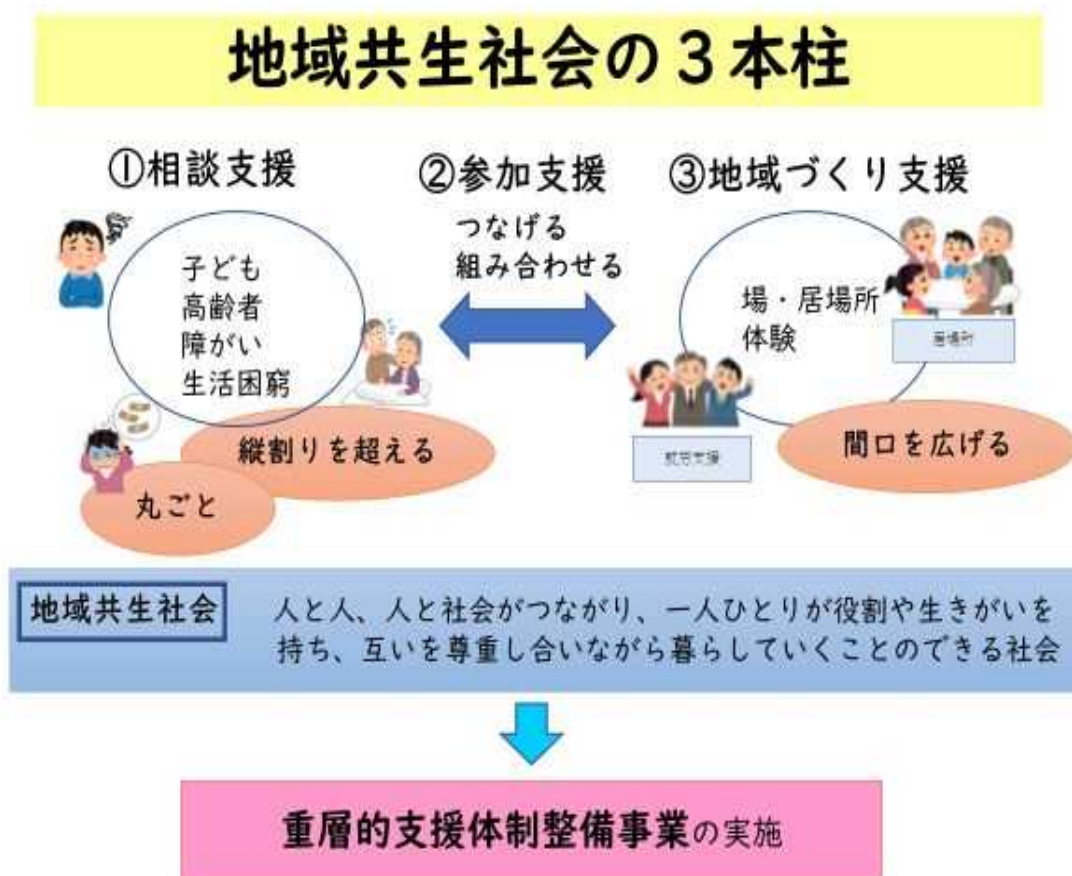
(4) 包括的な支援体制の整備 【重層的支援体制整備事業の実施】

これまでの社会保障制度では、高齢者、障がい、子ども、生活困窮等の専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば8050問題や介護と育児のダブルケア等、従来の支援体制では対応しきれないケースが増加しています。

そのような中、社会福祉法が改正され、2021（令和3）年度から包括的な支援体制を整備するために、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を、本人の属性を問わず一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業は、個別支援と地域に対する支援の両面から、地域において人と人とのつながりを基盤としたセーフティネットを構築し強化するものです。

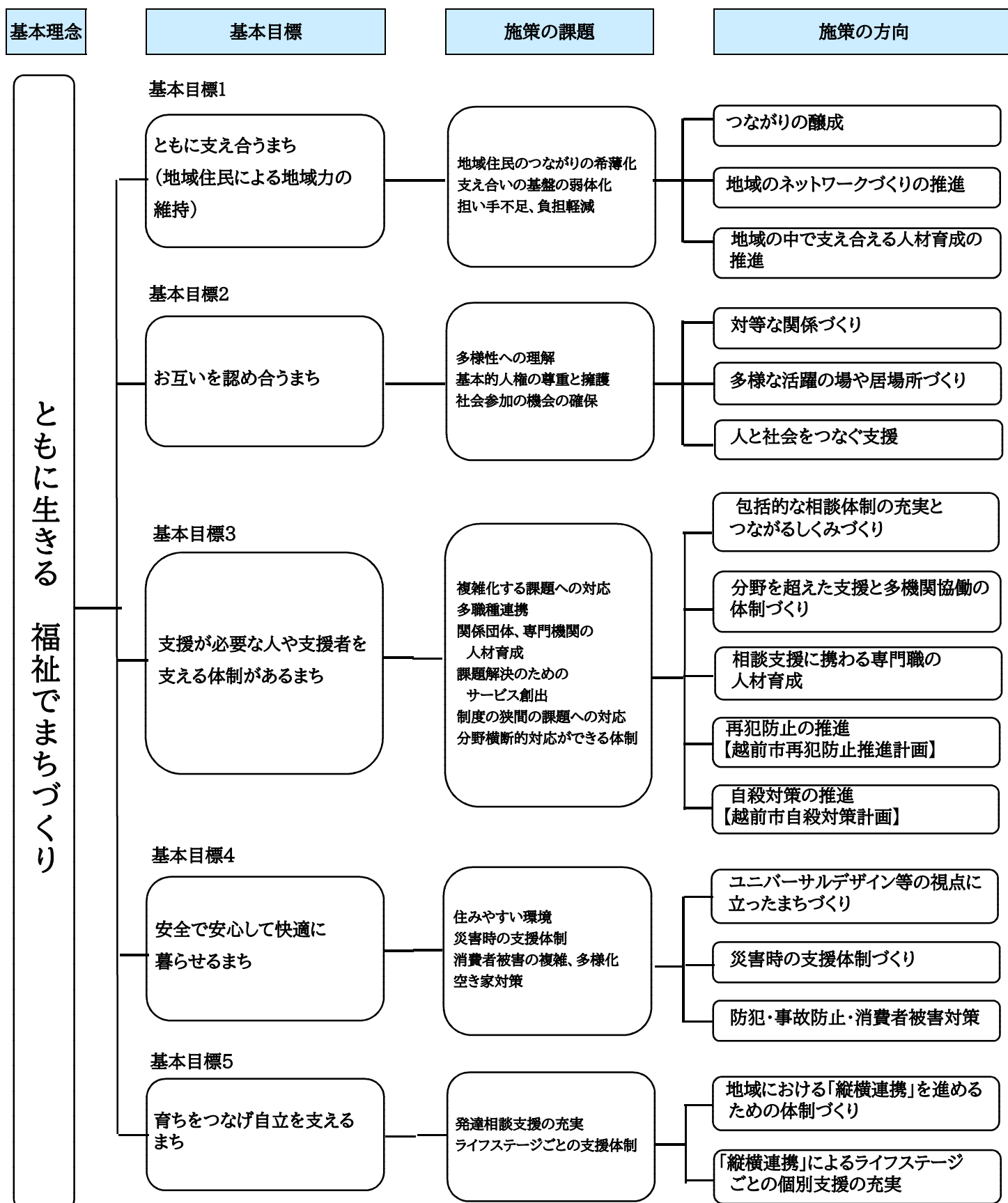
本市では、この事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、制度の狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた支援や、寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

そのため、既存の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮等の相談支援や地域包括ケアシステムの取組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した事例については、市の調整機関が、支援に関わる多くの機関が協働する体制をコーディネートし、それぞれが役割を分担し、支援の方向性を統一して取り組む体制を整備します。



1 計画の基本目標と体系 策定の体制

※重層的支援体制整備事業を計画全体へ反映



基本目標1) ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）

核家族化の進行やひとり親世帯、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加などの家族形態の変化や、地域住民のつながりの希薄化などにより、地域における支え合いの基盤が弱まってきています。そのため、地域において、人と人とのネットワークを強化し、住民同士の顔の見える関係性の構築を進めることにより、地域生活課題の発見、相談援助につなげていくことを目指します。

さらに、地域福祉活動を持続可能なものにするには、地域住民が主体的に地域活動に関わることが必要です。市民アンケート調査によると、半数以上の方が、町内ぐるみでの緩やかな見守りができると回答しています。地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域の中で、自分らしく生活を送ることができるよう、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携により、地域のつながりを再構築し、「ともに支え合うまち」を目指します。

【施策の方向】

（1）つながりの醸成

地域の中での孤立を防ぎ、互いに支え合い、助け合える関係を広めていくためには、誰もが人や地域とつながり、関わり合うことが大切です。地域住民が安心して暮らせるよう、多様な人がつながり、互いの存在を認め合う「顔の見える関係づくり」を進めます。

○主な取組み

- ・ 地域福祉のあり方について、出前講座や研修会などを活用し、地域住民等の理解と関心を深め、相互に支える・支えられる関係づくりを進めます。
- ・ 町内会や自治振興会等を中心とした地域コミュニティ活動を支援し、地域住民に対し、身近な交流できる場への参加を促します。
- ・ 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組みを推進します。

（2）地域のネットワークづくりの推進

家族、地域住民や知人が互いに支え合い助け合える「互助」により、町内や近隣企業等との連携による見守り活動や居場所づくりなどを推進し、地域全体で支え合う地域力の向上を図ります。

また、地域全体で課題の共有や解決を試みる場をつくり、地域生活課題の早期発見に

つなげるなど、「持続可能な地域づくり」を進めます。

○主な取組み

- ・高齢者、障がいのある人、子ども、ひきこもり、生活困窮者など、気がかりな人に対し、地域住民による日頃の声掛けや交流を行うことにより、地域とのつながりや見守りのネットワークを築きます。
- ・町内福祉連絡会（注9）、地区福祉ネットワーク会議（注10）や第2層協議体（注12）などの地域で情報を共有できる場において、気がかりな人を把握し、地域全体で見守る体制づくりを推進します。
- ・日常的な子ども見守り活動を通じ、地域の子ども達を地域で育てる環境づくりを進めます。

（3）地域の中で支え合える人材育成の推進

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、地域住民等の地域福祉への理解と関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、地域福祉活動に取り組む担い手の確保・育成が重要です。また、活動の中核となるリーダーの育成に取り組み、それぞれの役割を担うことができるような「地域づくり」を進めます。

あわせて、地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、支援を行う人の活動を支援します。

○主な取組み

- ・日常生活を送る中で、誰もが地域福祉活動に関わっていけるよう、参加の機会を拡充し、地域福祉を支える担い手の育成につなげます。
- ・市民相互の助け合いの意識を高めるため、地域と連携して、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を開催します。
- ・市民の積極的な地域福祉活動に対して支援を行いつつ、団体やボランティア等の活動を支援します。
- ・地域の担い手である民生委員・児童委員、福祉推進員、生活支援サポーターや介護予防サポーター等、各種サポーター（注18）の活動を充実させるため、役割の見直しや人材の発掘に努めます。

=====

(注9) 町内福祉連絡会（再掲）

「気がかりな人への見守り活動そのもの」とそのための「話し合いの場」。区長の呼びかけにより町内会活動に「町内見守り」の機能を加え、各町内の実情に応じた見守り活動を民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員等との協力により推進している。高齢者や障がい者、ひとり親世帯など、支援が必要な人や気がかりな人を把握し、日常的な安否確認や見守り活動を通して、住民同士の支え合いを広げる。地域の住民同士で見守り合い、温かいつながりをつくることで、孤立を防ぎ、日々の安心につながり、地域生活課題の深刻化を防ぐことになる。

(注10) 地区福祉ネットワーク会議（再掲）

小学校区ごとに区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉関係部員などが集まり、町内ごとの見守り活動や地区における地域福祉の課題について、話し合ったり、情報交換や情報共有をしたりする場

(注12) 第2層協議体（再掲）

第2層協議体は、小学校区を対象区域とし、地区自治振興会が主体となって地区の地域支え合い推進員を中心に、地域の実情に応じた生活支援サービス等の提供団体が参加する協議の場

(注18) 各種サポーター

地域では、下記のサポーターなどが活躍している。

・「生活支援サポーター」

高齢者が生活する上でのちょっとした困りごと（買い物やゴミ出し等）を支援するボランティア

・「介護予防サポーター」

地域で介護予防を実践するボランティア。市での介護予防支援事業の支援や、高齢者の介護予防の普及・啓発を行う役割を担う。

・「認知症サポーター」

認知症を理解し認知症の方や家族を地域で見守るボランティア

・「フレイルサポーター」

地域でフレイルチェックを行うなど、フレイル予防について市民に広めるボランティア

基本目標2 お互いを認め合うまち

本市では、令和6年3月1日現在、約4,700人（総人口の5.9%）の外国人市民が生活し、年々定住化が進んでいます。外国人市民は、本市の経済活動を支えるうえで大きな活力となっており、外国人市民にとっても住みやすいまちづくりが重要です。

また、地域住民一人ひとりが互いの個性や人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指して、県内で初めて導入した「パートナーシップ宣誓制度」（注19）について、広く周知啓発に努めています。男女共同参画やLGBTなど多様な性のあり方など、人権課題については、正しい知識と理解を深め、継続した取組みが重要です。

さらに、高齢者や障がいのある人に対する理解の促進に加え、年齢、性別、出身、国籍等の違いを適切に理解し、その存在を認識・受容し、互いに尊重することができる社会の実現に向け、地域住民一人ひとりが地域の一員として「お互いを認め合うまち」を目指します。

【施策の方向】

（1）対等な関係づくり

地域住民が平等で差別や偏見のないまちづくりを進めます。また、全ての人が互いに認め合い、多様性を生かした共生社会の実現を目指します。

○主な取組み

- ・学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進や人権意識向上のための啓発活動を推進します。
- ・市民向けの研修会や出前講座を活用し、男女共同参画やLGBTなど多様な性のあり方をはじめとした人権に対する知識と理解の促進に努めます。
- ・事業所等に対して、「障がい者差別解消越前市職員対応ガイドライン」を紹介し活用を推進するなど、障がいのある人に対する合理的配慮や差別解消に関する理解を深めます。
- ・多様な人を想定した行政や生活の情報提供に努め、やさしい日本語の普及に努めます。
- ・年齢、性別、出身、国籍、障がいや病気の有無など、様々な立場や背景を踏まえた多様性への理解を深めます。
- ・日本人市民と外国人市民が、互いに異なる文化や価値観を理解し、認め合い、ともに学び地域の担い手として活躍できるよう、多文化共生の意識啓発と醸成に取り組

みます。

(2) 多様な活躍の場や居場所づくり

高齢者、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や分野を超えて交流できる多様な場や居場所づくり、「人と人」、「人と居場所」等をつなぎ合わせる環境整備を行います。

また、地域住民、関係者や関係団体等の様々な地域の担い手が分野を超えて協働することで、更なる展開が生まれる場を展開していきます。

※重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）については、39～42 ページに記載

○主な取組み

- ・地域子育て支援センターや町内でのサロン・つどいをはじめ、子育て中の親子から高齢者まで誰もがいつでも集うことができる場や居場所づくりを推進します。
- ・ボランティアやNPO等による学習支援などを通じた地域の子どもの居場所づくりを推進します。
- ・高齢者や若者の知識や経験など、地域の持つ力を活かし、分野を超えた事業の拡充を図ります。

(3) 人と社会をつなぐ支援

各分野で行われている社会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズに対応するためには、地域の社会資源等を活用した社会とのつながり作りに向けた支援が必要です。そのため、ニーズや課題を丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、支援メニューとのマッチングを行います。

※重層的支援体制整備事業（参加支援事業）については、39～42 ページに記載

○主な取組み

- ・支援が必要な人や世帯のニーズや抱える課題に対し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行います。
- ・高齢者や障がいのある人等の社会参加の手助けとなるボランティアの育成を行い、ボランティア活動のコーディネートを行います。
- ・多様な年代を対象としたボランティア体験の機会を設け、地域住民等の地域福祉活動への参加を促進します。
- ・年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自分の能力や意欲を活かし活動する場や機会の創出を働きかけます。
- ・企業を訪問し、就労に向け一定の準備が必要な人が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓します。

障がい者差別解消越前市職員対応ガイドラインより

【不当な差別的取扱い】とは

正当な理由なく、障がいを理由としてサービスや各種機会の提供を拒否する、または提供にあたって場所・時間帯等を制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により障がい者の権利利益を侵害することです。

★不当な差別の具体例

- × 障がいを理由に窓口対応の順序を後回しにする。
- × 障がいを理由に説明会、イベント等への参加を断る。
- × 障がいを理由に書面の交付、資料等の提供を断る。
- × 障がいを理由に来庁の際に付添者の同行を求めたり、特に支障がないのに付添者の同行を断る。
- × 障がいを理由に本人を無視して、介助者や付添者のみに話しかける。

【合理的配慮】とは

障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らし、サービスを受けられるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くため、個別の調整や変更をすることです。建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、場所・時間帯等の調整、情報アクセシビリティの環境づくり等がこれに含まれます。

☆合理的配慮の具体例

- 窓口等において、複数のコミュニケーション手段を選択できるように、筆記用具や意思表示ツール等をあらかじめ用意しておく。
- 情報発信及び返信收受の手段は、文書以外にも電話、FAX、電子メール等複数のものを用意する。
- 会議やイベント等の会場選定は、あらゆる障がいへの対応を想定して行う。

【主な障がいの特性と対応例①】

越前市職員対応ガイドライン

聴覚障がいのある方には

筆談させてもらっていいですか



- ・相手の求めるコミュニケーションの方法はそれぞれです。(手話、口話、筆談など)
- ・話をする際はしっかりとアイコンタクトを取り、相手がこちらを見ているか確認します。
- ・唇の形で言っていることを推測するため、マスクなどは外します。
- ・音声だけで話すことは避け、図などの視覚的な情報も使います。

主な特性

話を聞き取ったり、周囲の音から状況を判断することが困難です。

- ・外見上、分かりにくいいため、困難なことが周りの人に気づかれにくいことがあります。

視覚障がいのある方には



- ・声をかけるときには、自己紹介から始めます。説明するときは、「こっち」「それ」ではなく、「あなたの正面」などと具体的に説明します。
- ・突然体には触れずに、前方から声をかけます。
- ・自筆が困難である場合に、本人からの要望を受けて、意思を確認しながら代筆対応します。
- ・手続き中は終わるまで同じ職員が対応するようにします。

主な特性

文字を読み取ったり、慣れない場所では移動することが困難です。

- ・全く見えない人と見えづらい人がいて、見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなど、見え方は様々です。

(注19) パートナースhip宣誓制度

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを市長に宣誓し、市が2人のパートナーシップ関係を証明する制度

基本目標3 支援が必要な人や支援者を支える体制があるまち

これまでの社会保障制度では、高齢者、障がい、子ども、生活困窮などの専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば8050問題や介護と育児のダブルケアなど、従来の支援体制では対応しきれないケースが増加しています。

そこで、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、支援が必要な人に必要な支援が届くよう、既存の高齢者、障がい、子ども、生活困窮などの相談支援の取組みを生かし、どの窓口にも相談されても一度受け止め、相談内容の課題解決を図ることができる専門機関に確実につながる体制づくりを進めています。併せて、各事業が相互に重なりながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。

今後は、関係機関での同一認識のもと、制度の狭間に陥ることのない、切れ目のない支援体制の強化と、支援につながりにくい人を早期に発見し、地域での見守り体制と相談支援機関へつなぐ仕組みを強化する必要があります。併せて、支援者が一人で抱え込むことなく、分野の枠を超えて多機関が協働し、チームで支援を行うことにより、支援者を支援します。

地域と保健・福祉・医療・教育・労働・住まいなどの多分野が連携し、様々な課題を解決する「つなぐ・つながる支援」を推進します。

【施策の方向】

(1) 包括的な相談体制の充実とつながるしくみづくり

支援が必要な人に必要な支援が届くよう、高齢者、障がい、子ども、生活困窮等、本人や世帯の分野・年代に関わらず、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握により必要な支援を行います。

※重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）については、39～42 ページに記載

○主な取組み

- ・地域住民に身近な場の各相談窓口は、相談しやすい窓口とし、相談者本人や世帯の分野・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めます。
- ・不登校やひきこもりなどの悩みについて、本人や家族、地域住民等が気軽に相談することができる窓口の設置や、SNS等を活用した相談体制を充実します。
- ・市広報や市ホームページ、各種研修会や出前講座などにより相談窓口を周知します。

- ・高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉サービスを必要とする人に対し、支援関係機関が連携し、必要な情報提供や相談支援を行います。
- ・単独の相談支援機関では解決が難しい場合は、他分野の支援機関と連携を図りながら支援します。
- ・高齢者、障がい者、子どもをはじめ、あらゆる福祉分野において、一人ひとりの状況に応じ、課題に早期に気付き支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ・地域の法人等が自主的に取り組んでいる活動、地域の見守り活動や民生委員・児童委員活動などを通じ、支援につながっていない人を早期発見し、早期支援につなげます。
- ・支援が届いていない人や世帯に対し、自宅への訪問などのアウトリーチを通じて、継続的に寄り添い必要な支援へ結び付けます。

(2) 分野を超えた支援と多機関協働の体制づくり

地域住民の複合化・複雑化した課題については、分野の枠を超えて多機関が協働し、支援関係機関によるチーム体制で支援をします。また、市の調整機関において、各福祉分野や地域、関係機関が抱える課題の整理や個別ケースの役割分担、支援の方向性の整理など、全体を調整し、支援者を支援します。

※重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）については、39～42 ページに記載

○主な取り組み

- ・生活困窮、居住、就労、虐待など複合的な課題を抱える人や世帯を丸ごと支援するために、各分野が横断的に支援をします。
- ・既存の制度では対応できない、制度や年齢の狭間のニーズに対し支援します。
- ・高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉サービス利用者の支援や生活の質の向上に資するため、各分野の福祉サービスを総合的に提供したり、共生型サービスの推進など、地域資源を活用し、分野横断的な福祉サービス等の展開を進めます。
- ・認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、個人の尊厳や権利擁護に努めます。
- ・支援の必要な人のみならず、その家族のレスパイト（休息）（注20）を図り、家族の精神的・身体的負担を軽減します。
- ・多様な福祉ニーズに対し、関係機関、市庁内や地域との連携等、各種ネットワークを活用し、支援者がレスパイト（休息）できたり、一人で抱え込むことがないように、チーム体制で支援を行います。
- ・強度行動障がいを有する障がい者や医療的ケアを必要とする障がい児など、支援の必要な人やその家族が、心身の状況に応じて、身近な地域で支援が受けられるよう、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

- ・福祉以外の分野とも連携し、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保に取り組みます。
- ・多職種が参加できる会議や研修会を開催する等、顔の見える関係を築き、他分野の現状理解や連携促進につなげます。
- ・各種会議や研修会において、福祉分野だけでなく、多職種がそれぞれの専門分野における課題を共有し、支援に関する協議及び検討を行い、課題解決のために協働で取り組みます。
- ・市の調整機関が、支援関係機関が抱える課題の把握や役割分担、支援の方向性の整理などを行い、支援者を支援します。
- ・地域生活課題を抱える人を包括的に支援していくため、福祉以外の分野も含めた市庁内の部局横断的な連携体制を整備します。

(3) 相談支援に携わる専門職の人材育成

複雑化した課題の解決に向けては、社会福祉分野等の専門職や行政職員等の役割が重要であり、専門的な知識や高度な技術を持った人材を育成します。

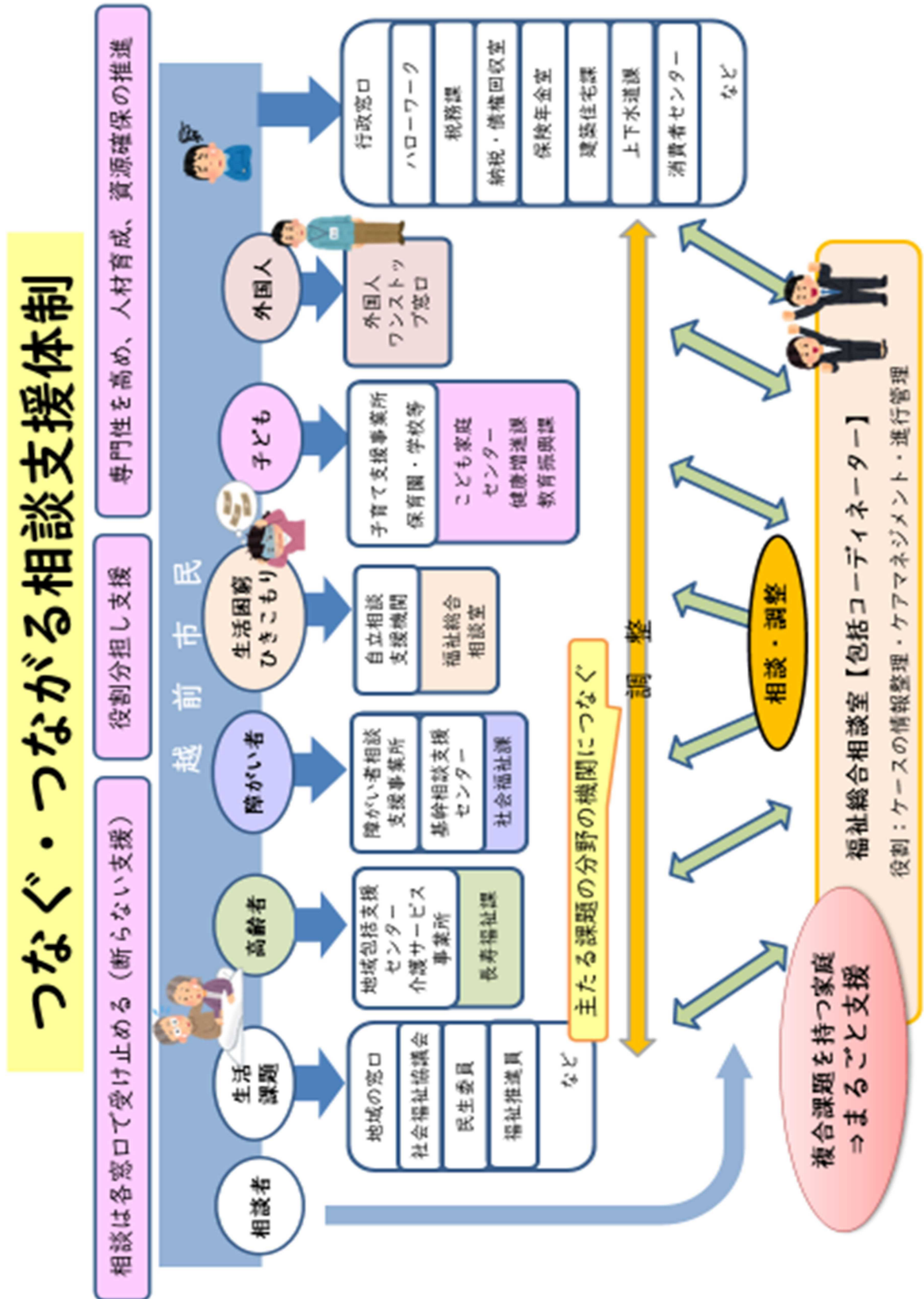
○主な取り組み

- ・支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、支援者が専門以外の分野の業務やサービスを学ぶ機会や、専門性を向上させる機会を設け、お互いの分野の知識を深め、支援者間のネットワークづくりなどの人材育成に取り組みます。
- ・研修や勉強会の実施により、福祉専門職、行政職員等の相談援助技術等の向上支援に努めます。

=====

(注20) レスパイト

休息、息抜き。介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に介護が困難となる場合にサービスを利用するなど、介護者が一時的に介護等から解放され、リフレッシュや休息をとること。



（４）再犯防止の推進【越前市再犯防止推進計画】

当該項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

法務省の調査によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時無職であったことや、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率より約3倍高いことから、不安定な就労が再び罪を犯すリスクになっていることが明らかになっています。

また、適切な住居が確保されないまま刑事施設を出所した人が再犯に至るまでの期間は、出所後の居住が確保されている人と比較して短いことがわかっています。

さらに、高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、短期間で再犯に至る傾向があります。知的障がいのある人も全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このようなことから、再犯につながる原因の一つには、罪を犯した人の生活基盤の不安定さが挙げられると考えられます。

また、昨今、県内では、薬物による犯罪が若年層に広がっている状況です。中でも大麻に関しては、令和4年に検挙された人員のうち、66.7%（「令和4年福井県の治安情勢」より）が20歳代以下となっています。そのような犯罪に若者が巻き込まれないようにするためにも、年少時からの継続した教育や啓発が重要です。

本市では、罪を犯した人等が円滑に社会復帰できるよう支援を行うとともに、若い世代に対する非行防止に向けた継続的な啓発活動を行い、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し支え合うことで、その家族を含めた立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりを進めます。

○主な取組み

- ・ 罪を犯した人が、住居や仕事が無く生活に困っている場合は、ハローワーク、協力雇用主等、関係機関と連携した支援を行い、安定した生活の実現を目指します。
- ・ 地域包括支援センターや相談支援事業所との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がいのある人に、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。
- ・ 子ども達が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、地域や学校が連携して見守りを行うとともに、非行防止のための普及啓発活動に取り組みます。
- ・ 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人等の更生について、地域で理解を深めることができるよう、「越前地区更生保護サポートセンター」を拠点として活動する越前地区保護司会や更生保護女性会等の関係機関と連携し、社会を明るくする運動の推進と再犯防止に対する理解促進に努めます。
- ・ 市民が、薬物乱用による弊害を正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する機運の醸成を図ります。

(5) 自殺対策の推進【越前市自殺対策計画】

当該項目は、自殺対策基本法第13条で定められている「自殺対策計画」として位置づけられます。

本市の平成24年から令和3年までの10年間の自殺者数は、142人（男性101人、女性41人）です。特にコロナ禍の令和2年から令和3年の自殺者が増加し、自殺死亡率は県・国平均より高く、コロナ禍の影響により、自殺の要因となる健康や生活に関する問題が悪化したことや、生活様式の変化が影響していると考えられます。

自殺者の内訳は、60歳以上の方が75人（男性51人、女性24人）と全体の52.8%、失業等含む無職者は72人で50.7%でした。また、同居人がいる人の割合は78.2%と県・国より高く、これは本市の、全世帯のうち同居人がいる人の割合が89.7%（2020国勢調査）と高いことが要因であると考えられます。さらに、全国的には女性の自殺者は2年連続増加、小中高生は過去最多の水準となっていますが、本市ではそれほど高くはないものの今後の動向を注視していく必要があります。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取り組みが重要です。生きづらさや悩みを抱えた人が、孤立することなく、地域とつながり、支援を受けることができ、悩みを抱える人を支える家族等の支援者が孤立しないよう、地域の医療・保健・福祉・教育・職域等の関係機関が連携・協働するしくみが重要です。

また、高齢者の精神的な孤立を防ぐための生きがいづくりや健康づくり事業の推進、自殺のサインを見逃すことがないよう孤立しやすい人を地域で見守るネットワークづくりや人材の養成が重要です。

本市は、全ての人が個人として尊重されると共に、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指します。

○主な取り組み

- ・地域のネットワークを活用し、気がかりな人を早期に発見し、必要な機関につなぎます。
- ・自分自身のストレス度のチェックや睡眠と休養に関する情報提供、自殺予防週間・月間中の自殺予防の啓発や相談機関の周知など、こころの健康に関する市民への普及啓発を促進します。
- ・こころに不安や悩みを抱える人が相談しやすいよう、面接や電話による相談会を開催します。
- ・自殺のサインに気づき、適切な機関につなぐことができるよう、ゲートキーパー（注21）を養成します。
- ・優先課題への施策を推進します。

（1）高齢者への支援

- ・生きがいづくりの推進
 - ・介護予防、認知症予防や在宅医療の推進による健康不安に対する支援
 - ・地域包括支援センター等の相談窓口の機能強化
- (2) 生活困窮者への支援
- ・包括的な生活困窮相談支援の充実と関係機関との連携強化
- (3) 勤務、経営問題を抱える人への支援
- ・「悩みごと相談会」の周知や「丹南地区地域・職域連携推進協議会」におけるメンタルヘルスを含んだ健康づくり対策との連携
- (4) 妊娠・出産・子育て期の悩みを抱える人への支援
- ・女性顧客に接する機会の多い民間事業所に対しゲートキーパー養成講座等を実施
 - ・専門職が、妊娠・出産・子育て期の悩みに寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の実施
- (5) 子どもへの支援
- ・児童生徒の心理的理解の促進、不登校の児童生徒への適切な対応等を通して子ども達が安心して過ごせる学校内外の環境づくり

=====

(注21) ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人や高齢者を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生していることから、災害に備え、自助・互助・共助・公助が連携して機能する地域防災体制のさらなる強化を図ります。

消費者被害については、悪質・巧妙化した新たな手口の悪質商法や消費者トラブル等、問題が複雑化・多様化していることから、被害の未然防止・解決を図る必要があります。

さらに、人口減少や核家族化の影響による空家の増加が社会的問題となっており、空家の適正管理や空家対策が必要となってきました。

地域住民が住み慣れた地域で、安全に暮らし続けられるよう、「安全で安心して快適に暮らせるまち」を目指します。

【施策の方向】

（1）ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり

道路や交通機関、施設などの整備や様々なサービスの提供においては、ユニバーサルデザイン（注 22）を推進し、誰もが住みやすく社会参加できるまちづくりを推進します。また、アクセシビリティ（注 23）に配慮し、誰もが必要な情報を入手できる環境づくりを進めます。

○主な取組み

- ・道路、交通機関や施設など生活環境のバリアフリー整備をより一層推進します。
- ・歩道などの都市インフラの整備・改修におけるユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・誰もが利用しやすい公共交通や移動支援のあり方を検討し、デマンド交通や自家用有償旅客運送などの新たな公共交通の実証実験を行います。
- ・ICT（情報通信技術）の活用やコミュニケーション手段の充実により、高齢者、障がいのある人や外国人市民だけでなく、すべての人に必要な情報をわかりやすく伝えます。

（2）災害時の支援体制づくり

市民アンケート調査の結果によると、災害発生時に地域の関わり合いの必要性を感じる方が最も多いことから、地域における災害時の支援体制づくりが重要と考えます。特

に、地域住民が、避難行動要支援者と一緒に避難等の訓練を行うことにより、災害時に避難行動要支援者へ必要な支援ができるよう、地域の支援体制の強化を図ります。

また、障がいのある人や外国人市民など情報が届きにくい人に対し、アクセシビリティの向上を図るとともに、配慮を必要とする方やその家族が利用しやすい避難所の運営を進めます。

○主な取組み

- ・地域における防災訓練等に、高齢者や障がいのある人など、支援の必要な人の参加を促します。
- ・災害時に、配慮を必要とする人やその家族が安心して避難所を利用できるよう、防災スカーフ等を活用するなど、一人ひとりの特性に応じた支援や合理的配慮ができる環境整備を進めます。
- ・災害時においては、迅速に誰もが分かりやすい情報発信を行うとともに、地域住民に対しては、防災情報の入手方法の周知を含め、防災意識を高める取組みを行います。
- ・地域関係者に加え、新たに福祉専門職等の協力を得ながら個別避難計画を作成し、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。

(3) 防犯・事故防止・消費者被害対策

誰もが安心して暮らすことができるよう、子どもの見守り活動など、地域全体の防犯意識や関心を高めるよう努めます。

空家については、管理されていない空家の諸問題の改善に取り組みます。

また、複雑化・多様化している消費者問題については、被害の未然防止、早期発見・解決を図る必要があります。さらに、成年年齢の引き下げに伴い、若年層への消費者教育の重要性が増しています。

○主な取組み

- ・防犯パトロールを強化し、地域住民の防犯意識の向上を図ります。
- ・日常的な子どもの見守り活動など、地域での自主防犯活動を支援し、子ども達の安全を守ります。
- ・子どもの通学時や徘徊高齢者の事故を減らすため、交通関係機関や各団体と連携し、反射材の配布や通学・薄暮時間帯の街頭指導により、交通事故防止を図ります。
- ・高齢者などの要支援者に対し、消費者被害の注意喚起を促進するとともに、消費者教育を実施し、被害の未然防止を図ります。
- ・成年年齢の引き下げに対応するため、学校等での消費者教育・啓発活動に取り組みます。
- ・市出前講座等を活用し、空家の発生防止、居場所や地域の拠点等への利活用の促進など、所有者及び地域でできる空家対策についての周知・啓発を行います。

=====

(注22) ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府「共生社会政策」障害者基本計画）

（参考）バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

（参考）ユニバーサルデザイン7原則

①だれでも公平に利用できること（公平性の原則）、②利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）、③使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）、④使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）、⑤必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）、⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）、⑦利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

(注23) アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。（厚生労働省）

基本目標5 育ちをつなげ自立を支えるまち

近年の少子化や核家族化、経済的不安、地域での関わりの希薄化による子育て環境の変化により、子育てに不安や負担を感じる家庭が増えています。さらに、子どもや妊産婦、子育て家庭が抱える課題は複雑化、多様化しています。特に、気がかりな妊婦への対応や親子の愛着形成の機会づくり、育てにくさを感じる親への寄り添い支援が重要です。

また、未就園児やヤングケアラーなど、支援につながりにくい子どもとその家庭、何らかの不安を抱えている人やその家庭が、安心して支援を求めたり、早い段階から適切な相談支援が受けられる仕組みが必要です。さらに、ライフステージごとに、その支援をつなぎ、一人ひとりに応じた育ちとその家庭の自立を支える地域づくりを目指します。

(1) 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

乳幼児期から学齢期、成年期まで、保健・医療・福祉・教育及び就労の関係機関の「横」の連携と、育ちや支援をつなぐ「縦」の連携による切れ目ない支援体制づくりに取り組みます。

○主な取り組み

- ・妊娠期から子どもの育ちの状況や支援内容までの情報を集約し、関係機関が気がかりな家庭の情報を共有できる体制を整えます。
- ・家庭・教育・福祉・保健その他関係機関と地域の連携を密にし、切れ目ない相談支援体制を充実します。
- ・支援を必要とする子どもやその家族の早期発見・早期対応につなげ、全ての子ども、妊産婦、子育て世帯の一体的な相談支援を担う「こども家庭センター」を設置します。

(2) 「縦横連携」によるライフステージごとの個別支援の充実

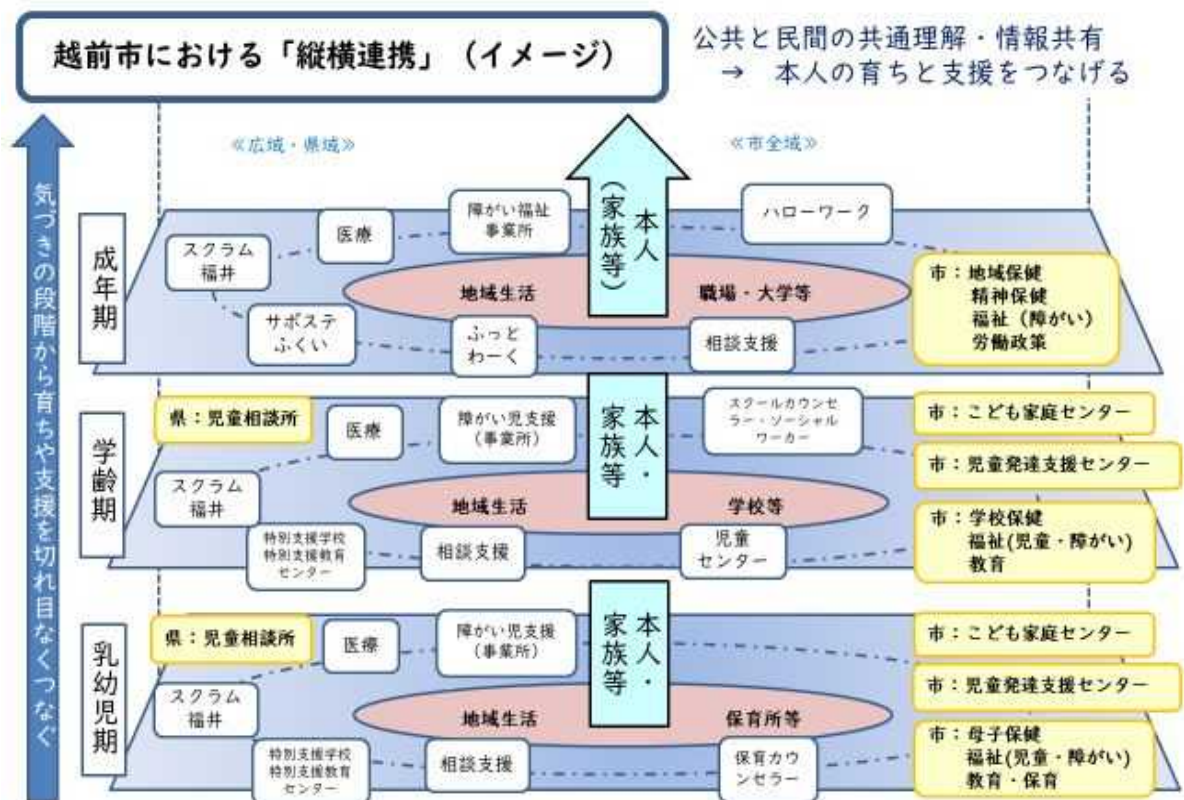
保護者などの「気づき」の段階からの支援、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援（「縦」の連携）を実現するため、各関係機関の連携を強化します。

また、学校等の教育との連携や、卒業後を見据えた就労支援事業との連携を強化します。

○主な取り組み

- ・乳幼児健診や子どもが所属する園や学校において、一人ひとりの成長発達の課題に早期に気づき、発達状況や特性に合わせた支援を行います。

- ・子どもの成長とともに、各々のステージに合わせて必要な福祉サービスやその実施体制を検討し、各関係機関が連携を密にしてつながり続け、支援の必要な人やその家族に応じた適切な支援を行います。
- ・障がいのある人の学校卒業後を見据え、在学中から教育、福祉、就労の関係者が連携を密にして、就労の支援を行います。



重層的支援体制整備事業実施計画（令和6年度～令和10年度）

当該項目は、社会福祉法第106条の5で定められている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものです。

本市では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮等の取組みを生かしつつ、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施します。

併せて、各事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援を行います。

重層的支援体制整備事業の実施体制

①包括的相談支援事業 設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	運営形態	設置数
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	委託	6
障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センター	直営	1
	障害者相談支援事業所	委託	2
利用者支援事業	子ども子育て相談窓口	委託	1
	子育て世代包括支援センター	直営	1
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援センター	委託	1

②地域づくり事業

事業	実施機関	運営形態	設置数
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター	委託	6
	つどい・サロン	(補助)	
	いきいきシニアクラブ	委託	1
生活支援体制整備事業	第1層協議体	直営	1
	第2層協議体	委託	17
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	委託	2
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター	委託	5
地域づくり事業	市社会福祉協議会 社会福祉法人等、地域（町内）	(補助)	1

③参加支援事業

事業	実施機関	運営形態	設置数
参加支援事業	一般社団法人	委託	1

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業	実施主体	運営形態	設置数
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	越前市	直営	1

⑤多機関協働事業

事業	実施主体	運営形態	設置数
多機関協働事業	越前市	直営	1

○重層的支援体制整備事業の推進体制

①関係機関間の連携

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮をはじめとする多分野との連携を強化し、事業の一体的実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークや各種会議体を生かしつつ実施体制を構築します。

また、本事業を実施するうえでは、行政や専門機関だけでなく、地域の方々の関わりも非常に重要となります。引き続き、地域住民の方々、関係機関及び行政が互いにつながり、互いの存在を認め合う「顔の見える関係づくり」を進めていきます。

②支援会議「越前市つなぐ・つながる支援会議」

重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるため、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、会議の構成員に対する守秘義務を設け、情報の共有や地域における支援体制の検討を行う支援会議を開催します。なお、会議の名称を「越前市つなぐ・つながる支援会議」とします。

③重層的支援会議

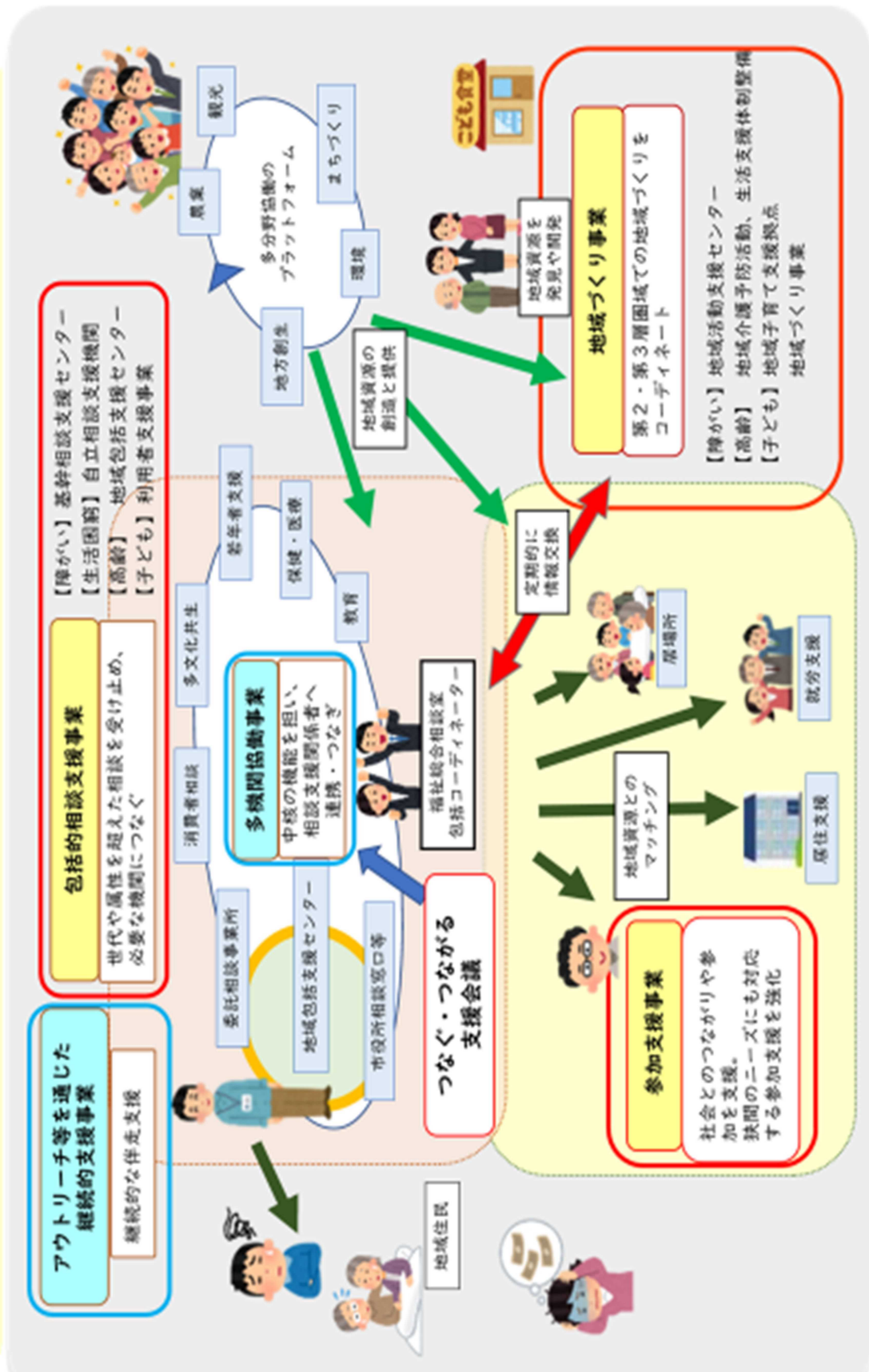
関係機関との情報共有に係る本人同意を得た事例に関しては、事例のプランの共有や、プランの適切性を協議する重層的支援会議を開催します。重層的支援会議は、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業におけるプラン策定時、再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時に必ず開催します。

支援会議 「越前市つな ぐ・つながる支 援会議」	本人同意なし (守秘義務あり)	・複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換 ・複雑化・複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
重層的支援会議	本人同意あり	・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等

本計画は、庁内や支援会議等において、年度ごとに実施状況等を確認した上で、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

計画の評価については、国における評価指標の開発に関する調査・研究事業の評価枠組みを参考とし、事業の実施状況だけでなく、どのように事業を活用するのかという視点にたって評価を行います。

越前市における重層的支援体制整備事業のイメージ



1 計画の推進

次の項目を基本に、本計画を推進します。

- (1) 本計画は、地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めるための計画です。地域住民が進めるもの、自治振興会や町内会などが中心となって進めるもの、行政や社会福祉事業者、医療機関を含む専門機関などが進めるもの、これらのさまざまな主体がネットワークを組みながら、役割分担し、協働して事業を推進します。
- (2) 本計画を推進するにあたり、予防、早期把握と対応、今ある強みの維持・継続という観点も加え、持続可能な無理のない取組みを行います。
- (3) 市社会福祉協議会と協働し、福祉コミュニティの形成を目指し、令和6年度に「地域福祉活動計画」を改定するにあたっては、本計画との整合性を図ります。
- (4) 本計画を市民のものとするため、この計画書を主要施設や社会福祉事業者、関係団体、専門機関などへ配布するとともに、市広報や市ホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて効果的に広く市民に周知を図ります。
- (5) 本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、その進捗状況を測るための指標を、次のとおり設定します。

なお、本計画に盛り込んだ施策、事業・活動等の評価については、数値だけでなく、例えば、どのような支援をしたか、対象者や地域にどのような変化があったか等、そのプロセスを重視し、毎年、地域協議会等において計画の進捗状況を点検・評価し、施策の改善につなげます。そのうえで、必要な場合には、本計画を見直すこととします。

基本目標１：ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）

指標	基準 (令和５年度)	目標 (令和１０年度)
近所の人とあいさつを交わせる割合 【アンケート実施】	９０％	９０％以上
困った時に助けてくれる人がいる割合 【アンケート実施】	９５．６％	９８％
町内における見守り体制の構築割合	９７％	１００％

基本目標２：お互いを認め合うまち

指標	基準 (令和５年度)	目標 (令和１０年度)
本市に住み続けたいと思う外国人市民の割合 【アンケート実施】（市多文化共生推進プラン）	６１．６％	７５％

基本目標３：支援が必要な人や支援者を支える体制があるまち

指標	基準 (令和５年度)	目標 (令和１０年度)
気がかりな人を見つけた際に連絡や対応することが できる割合 【アンケート実施】	７３．３％	１００％
※相談支援により良い方向に変化が見られた割合	７０．８％	８０．０％
※自殺死亡率（市自殺対策計画）	１４．３（H27）	１１．０以下

※プラン作成し評価を実施した人に対する割合【厚労省報告数値】

※人口１０万人当たりの自殺者数

基本目標４：安全で安心して快適に暮らせるまち

指標	基準 (令和５年度)	目標 (令和１０年度)
災害時に避難支援を必要とする人を支援できる 割合 【アンケート実施】	２２．５％	７０％
避難行動要支援者に対する支援者の登録割合	４８％	１００％

基本目標５：育ちをつなげ自立を支えるまち

指標	基準 (令和５年度)	目標 (令和１０年度)
本市で子育てをしたいと思う保護者の割合 【アンケート実施予定】	—	１００％

2 地域福祉を支える地域社会資源

本市の特長として、おおむね全ての世帯が町内会に加入しているなど、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、越前市自治基本条例の理念のもと、小学校区単位で、地域の身近な課題解決に当たる自治振興会の活動があります。さらに、町内会、民生委員・児童委員、福祉推進員、市民活動団体などによる地域福祉の活動が行われています。

このような活動は、孤独・孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活するために非常に重要な役割を担っています。

(1) 自治振興会

自治振興会は、越前市地域自治振興条例に基づき、地区公民館を拠点に、小学校区ごとに市内17地区に設置され、そこに暮らす人々で構成し、地域の身近な課題に向き合い自主的に解決するまちづくり組織です。

自治振興会は、日常生活に関連した福祉、環境、防災、健康などの身近な課題に取り組んでおり、それぞれの地区の個性を生かして自ら考え解決するきめ細かなまちづくりを推進しています。

主な福祉活動として、介護予防活動、食事サービス、敬老会、子育て支援、世代間交流事業、地区福祉ネットワーク会議などがあり、コミュニティづくりと併せて本市の地域福祉を支える大きな強みとなっています。

(2) 町内会

本市には252の町内会があり、おおむね全ての世帯が町内会に加入しています。代表者として区長が統括し、副区長、会計責任者、班長などの役員を置き、町内の自治、親睦、身近な課題の解決などに当たっています。

町内会で町内集会所を設置し、コミュニティの拠点としているところも多くあります。

主な活動に、町内共用地の草刈り、生活排水路の清掃、自警消防隊、身近な防犯灯管理、狭あい道路の除雪、地域協働事業（地域ぐるみ屋根雪下ろし支援）、自主防災、気がかりな世帯の見守り、祭りの運営、子ども会・女性会活動、町内福祉連絡会などがあります。

(3) 市民活動団体

同じ目的や役割を持った市民が集まって、それぞれの目的を持つ市民活動団体をつくり、環境、福祉、健康、高齢者・障がいのある人・子育て家庭・外国人市民への支援、防災、消防、交通、子どもの健全育成、まちづくりなどの様々な分野で主体的に活動しています。

地域福祉についても、それぞれの団体の特色やネットワークを生かし、他の団体、自治振興会や市などと連携・協働して活動しています。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。地域で選ばれた市民が都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣から委嘱されます。任期は3年で、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています。

本市の民生委員・児童委員は198名で、区域担当民生委員が182名、主任児童委員が16名となっています。一人当たり平均約170世帯を担当区域として配置され、市内を8地区に分けた地区民生委員児童委員協議会が組織されています。この地区協議会に子どもの福祉問題を専門的に担当する主任児童委員が2名ずつ配置されています。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。身近な地域で活動する強みを発揮して、町内見守り活動をはじめ、地域福祉の重要な推進役となっています。

(5) 福祉推進員

近隣住民同士によるご近所の助け合い活動を推進し、全ての人が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、自治振興会・市社会福祉協議会・本市が三者連名により委嘱する福祉推進員を各町内に設置しています。

任期は3年で、各町内から推薦を受けた498名が配置されています。

福祉推進員は、人と人とのつながりを大切にした「気がかりな人の見守り活動」を、区長や民生委員・児童委員、老人家庭相談員、町内会役員などと協力して推進するほか、生活支援推進事業など、地域ぐるみで課題を解決する活動に協力しています。

（６） 老人家庭相談員

おおむね60歳以上の会員で構成されている越前市いきいきシニアクラブ連合会(老人クラブ)では、単位クラブごとに福井県知事により委嘱された老人家庭相談員を配置しています。県知事により委嘱された相談員を中心として、117クラブ130名の老人家庭相談員が、一人暮らし高齢者を中心に訪問活動を行い、生きがいづくりや健康づくりの支援と、閉じこもりの防止や見守りを行っています。

町内福祉連絡会での民生委員・児童委員、福祉推進員、区長などとの連携により、身近な地域福祉推進の役割を担っており、その活動はさらに期待されています。

（７） 企業や民間事業者

福祉サービスを提供する事業主体としての役割、地域住民の雇用を提供する雇用創出機能としての役割、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割、誰もが気軽に立ち寄って交流を図ることができる拠点や居場所としての役割など、多様な機能を担っています。配食サービス、飲料宅配業者、郵便配達員などによる安否確認などは、行政サービスを補完する重要な機能の一つとなっており、行政や福祉関係団体との連携を図りながら、地域福祉推進の大きな力となっています。

また、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源等について考える必要があります。企業の社会貢献活動等と協働していく観点は必要であり、財源等を必要としている主体とさまざまな資源（ヒト、モノ、ノウハウ等）を保有する企業等とをマッチングさせていくことも考えられます。様々な課題を抱える者の就労や活躍の場、住まいの確保等を目的に連携する取組みも重要です。

さらに、企業・団体自身が地域社会の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、従業員が仕事と子育てや介護、地域活動などを両立できるような職場環境を整備することも期待されます。

（８） 社会福祉法人

社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないという責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。地域住民の福祉活動の実践の場としてボランティア活動の受入れや、専門的機能を生か

した地域住民の各種相談への対応などに積極的に取り組んでいく役割が期待されています。市内全ての法人が自主的に市地域公益活動推進協議会（愛称：笙ネット）を設立し、地域の福祉課題に協力して取り組んでいます。

3 地域福祉を進める機関

(1) 行政及び専門機関

市民からの多様な生活ニーズに対応するために、市には福祉事務所、福祉総合相談室、子ども・子育て総合相談室、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、子育て世代包括支援センター、認定こども園・保育園、幼稚園、消費者センター、男女共同参画センターなど、分野ごとの専門機関が設置されています。また、福井県丹南広域組合や県、国の機関として、丹南青少年愛護センター南越支所、丹南健康福祉センター、越前警察署、武生公共職業安定所、武生労働基準監督署などが設置されています。さらに、多数の医療機関が設置されています。それぞれの専門機関は、常駐する専門職員を配置し、誰もが利用しやすく相談しやすい機関を目指して、市民への情報提供、地域や他機関との協働、関係機関によるケア会議（個別検討等）や協議体（推進会議、研究会等）の開催などを必要に応じて行っています。

包括的な支援体制づくりを目指して、住民に身近な圏域において「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」及び「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」並びに「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」の積極的な実施に努めながら、制度の狭間の問題や複合的な課題に対応していく必要があります。

(2) 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、法109条に定められた行政区分ごとに設置される団体で、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な役割を担う、公共性と自主性を有する民間組織です。本計画の推進に当たっても特に重要な役割を担っています。

市社会福祉協議会は、地域の社会福祉を目的とする事業を経営する社会福祉法人が参加する組織であり、法人間連携の核として、多様な組織・関係者をつなぎます。地域生活課題に対し、フードドライブなどにより、助け合い・支え合う地域福祉活動を推進し、より少ない資源で多くの活動を創造する「連携・協議の場（プラットフォーム）」となって地域福祉活動を実践しています。

(3) 社会福祉事業者

社会福祉事業者は、子ども・障がい・介護などの福祉サービスを提供している事業者で、利用者の立場に立った適切なサービスを提供したり、専門的な立場から相談に応じたり、情報提供を行っており、今後も新たなサービスや課題への参画が期待されています。

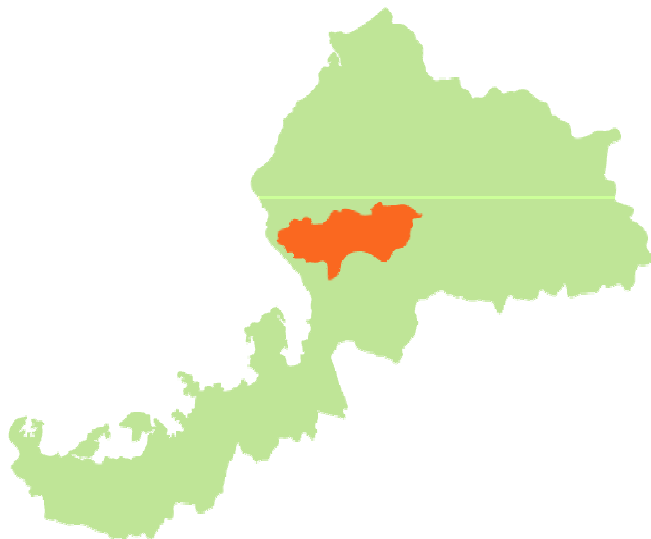
事業者が地域の行事に参加したり、地域を巻き込んだ行事や見学会を実施したりするなど、事業者を利用している人と地域の人との交流が求められています。

(4) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域包括ケア推進の中核的な機関として、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう、「ネットワーク機能」「ワンストップサービス窓口機能」「権利擁護機能」「介護支援専門員支援機能」等を果たしています。

現在、日常生活圏域ごとに委託型地域包括支援センターを6か所設置し、地域の関係者と連携しながら、課題解決に向けた相談体制の強化と実情に応じた支援を行っています。

1 越前市の概要



① 概要

本市は、福井県の中央部に位置し、平成17年10月1日に旧武生市と旧今立町が合併して誕生しました。

しかし、本市の歴史は大変古く、「大化の改新」の頃に越前の国の国府が置かれ、以来、北陸地方の政治・経済・文化の中心地として栄えてきました。

平安時代には、「源氏物語」の作者である紫式部が生涯でただ一度、京の都を離れ、多感な少女時代を過ごした地です。

産業面では、越前和紙や越前打刃物、越前筆筒をはじめとする伝統産業から、電子部品などの先端技術産業に至るまで幅広い産業が集積し、製造品出荷額等が福井県内第一位の「ものづくりのまち」として発展を続けています。

また、豊かな土地と創造性あふれる人の想いが融合したことにより、県内随一の歴史文化を生み出し続ける文化の都である本市は、「深い歴史と重厚な文化を持つまち越前市」として、令和5年10月に「文化県都宣言」を行いました。

② 面積

230.70 km²（福井県域の5.5%）

③ 人口と世帯（R2国勢調査）

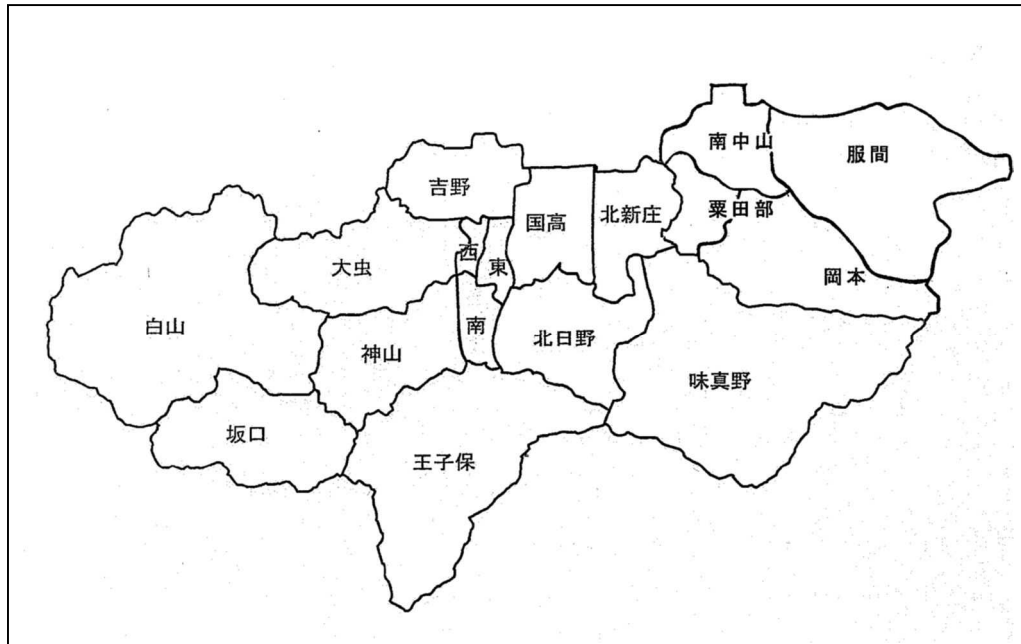
80,611人（男39,657人、女40,954人）／世帯数：29,634世帯

④ 就業人口 （R2国勢調査）

第1次産業：1,043人（2.5%）／第2次産業：18,778人（45.0%）／

第3次産業：21,976人（52.6%）／分類不能の産業：1,079人（2.5%）／

※カッコ内は構成比

⑤ 市内地区割り図

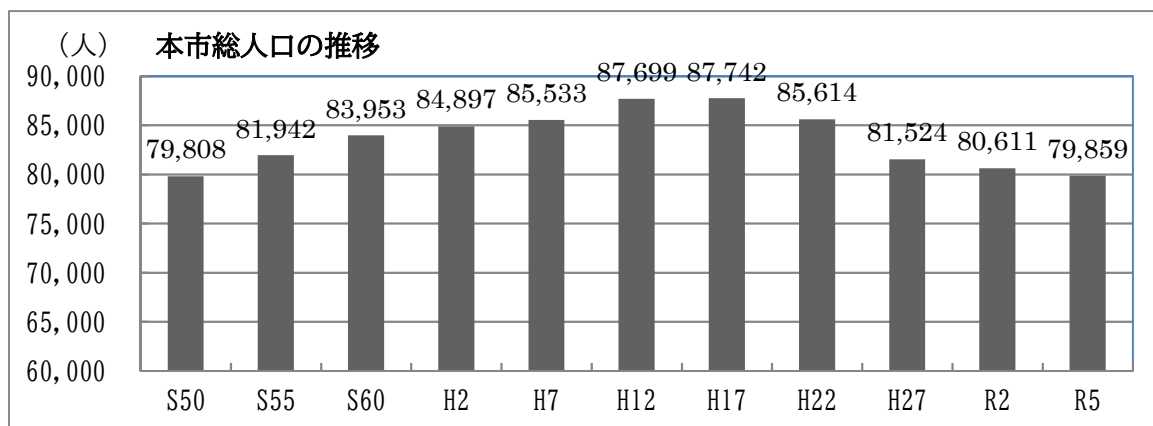
2 地域を取り巻く現状

(1) 人口と世帯の動向

① 総人口

本市の総人口の推移をみると、昭和 50 年 79,808 人であった総人口は、平成 17 年 87,742 人に達するまで増加を続けましたが、平成 19 年から人口減少を続け、令和 5 年には 79,859 人となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、令和 22 年(2040 年)には人口 60,663 人と推計しています。

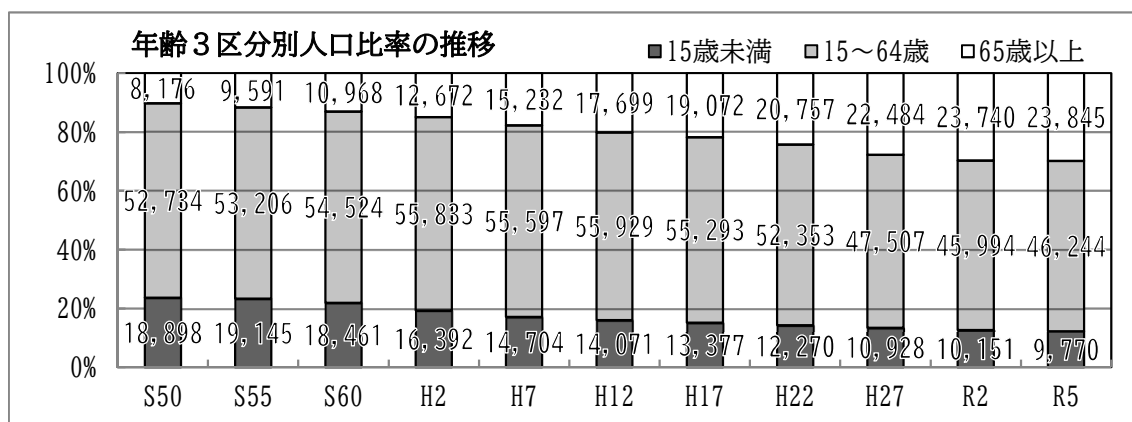
(資料：S50～R2 年は国勢調査、R5 年は住民基本台帳 ※R5 は 4 月 1 日現在)



② 年齢3区分別人口

0～14 歳、15～64 歳、65 歳以上の年齢 3 区分別人口の推移をみると、0～14 歳の人口は昭和 50 年には 18,898 人(23.7%)でしたが、令和 5 年には 9,770 人(12.2%)に減少しています。一方、65 歳以上の人口は、昭和 50 年には 8,176 人(10.2%)でしたが、平成 7 年に 0～14 歳の人口と逆転し、令和 5 年には 23,845 人(29.9%)に増加しています。

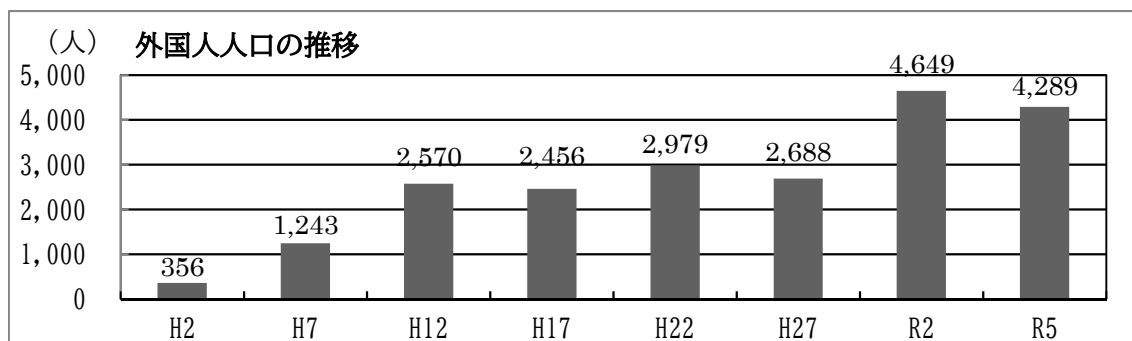
(資料：S50～R2 年は国勢調査、R5 年は住民基本台帳 ※R5 年は 4 月 1 日現在)



③ 外国人

外国人人口は、平成2年に356人でしたが、年々増加し、令和5年は4,289人となり、本市人口の約5%を占めています。

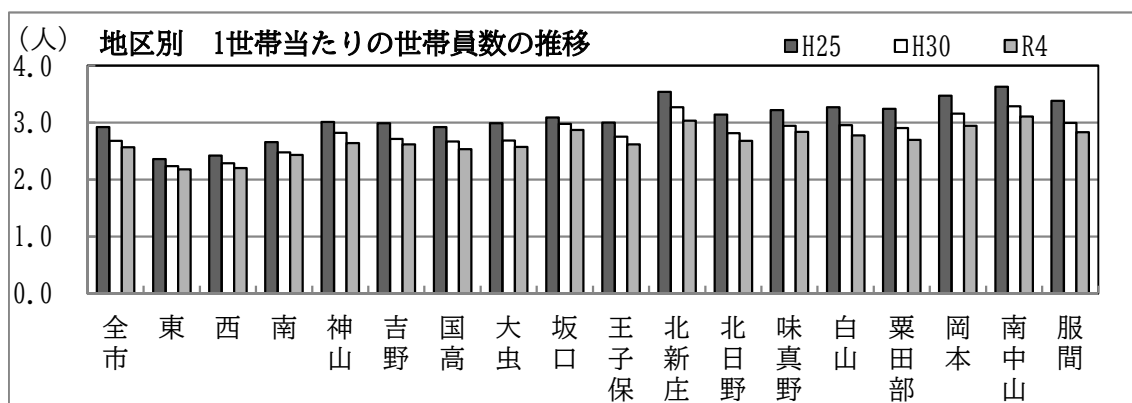
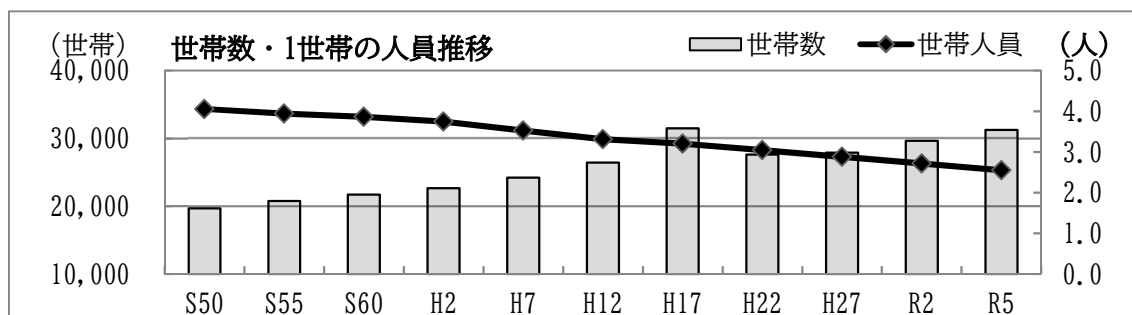
(資料：H2～R2年は国勢調査、R5年は住民基本台帳 ※R5は4月1日現在)



④ 世帯数

本市の総世帯数の推移をみると、昭和50年19,670世帯（施設を除く）が令和5年には31,248世帯と増加しています。一方、1世帯当たり人員は、昭和50年4.1人が令和2年には2.7人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。令和4年度の1世帯当たりの人員を地区別にみると、東地区2.18人、西地区2.20人、南地区2.43人、国高地区2.53人と全市平均を下回ります。一方、1世帯当たり人員が高い地区は、南中山地区3.11人、北新庄地区3.03人、岡本地区2.94人の順になっています。

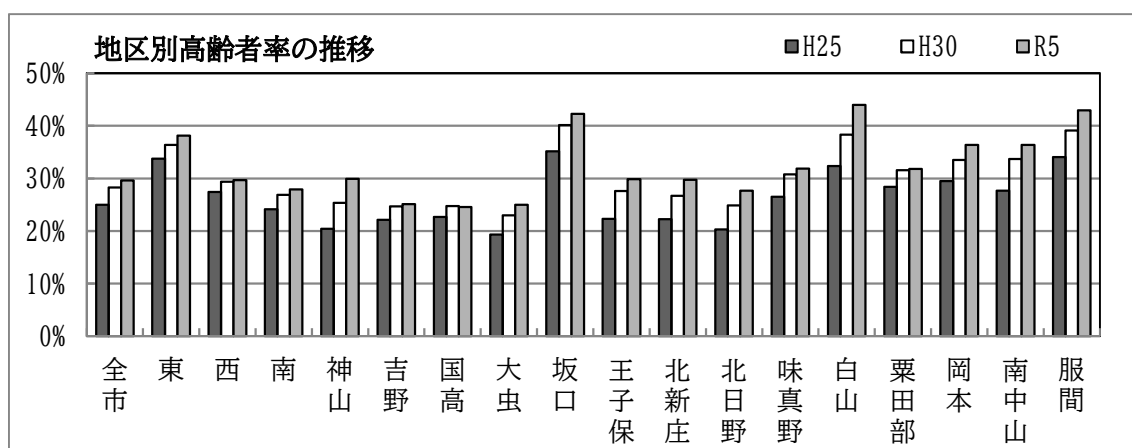
(資料：S50～R2年は国勢調査、R5年は住民基本台帳 ※R5は10月1日現在)



(2) 高齢者の動向

① 高齢化率

本市の令和 5 年（4 月 1 日現在）の高齢者数は 23,806 人、高齢化率は 29.63% となっており、全国平均 29.0%（令和 4 年 10 月 1 日現在推計）より高くなっています。地区別に見ると、白山地区 43.97%、服間地区 42.94%、坂口地区 42.29%、東地区 38.12%、南中山地区 36.38%、岡本地区 36.37%、味真野地区 31.86%、栗田部地区 31.82% の 8 地区が 30% を超えています。（資料：住民基本台帳）

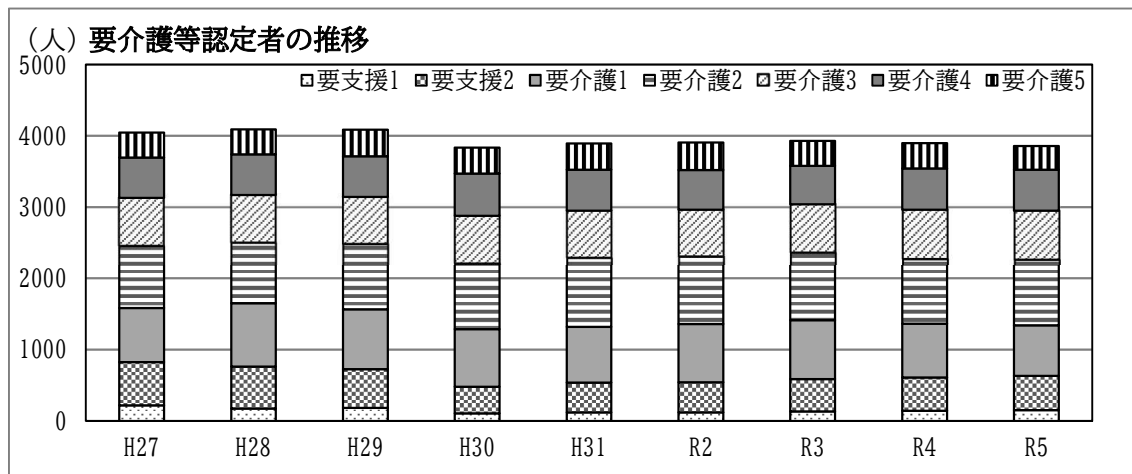


② 一人暮らし高齢者など

一人暮らし高齢者は、平成 25 年 3,080 人、平成 30 年 3,721 人、令和 5 年 4,303 人と、寝たきり高齢者は平成 25 年 1,152 人、平成 30 年 1,267 人、令和 5 年 1,284 人と増加しています。（資料：長寿福祉課 ※毎年 4 月 1 日現在）

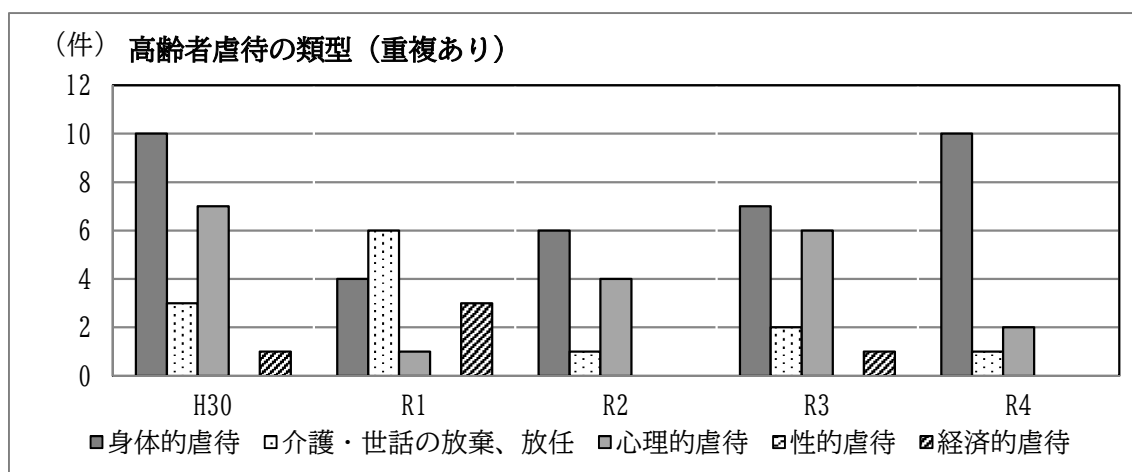
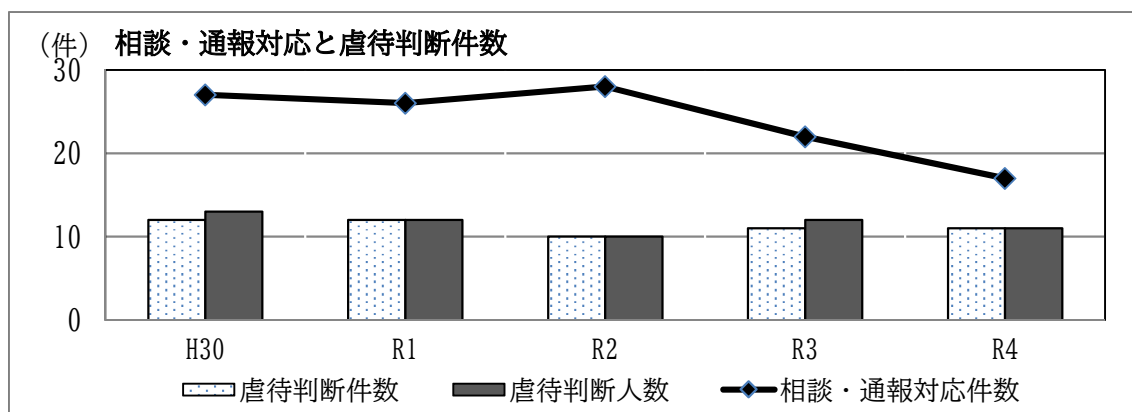
③ 要介護等認定者

介護保険要介護等認定者の推移をみると、平成 27 年の 4,046 人から数年間増加しましたが、令和 5 年は 3,843 人と減少しています。（資料：長寿福祉課 毎年 3 月 31 日現在）



⑤ 高齢者虐待に関する件数

(資料：長寿福祉課)

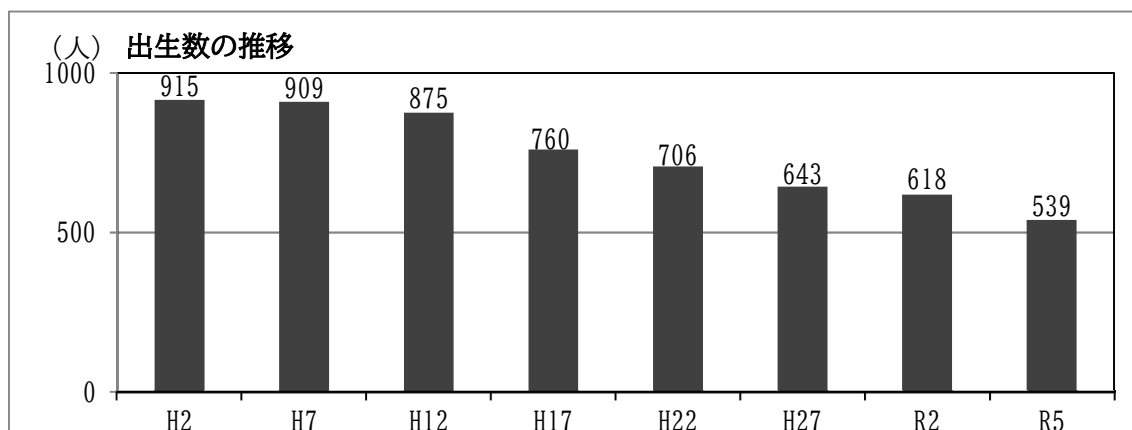


(3) 子どもを取巻く状況

① 出生数

出生数は減少が続いており、平成2年は915人で、平成27年には643人、令和5年には539人となっています。

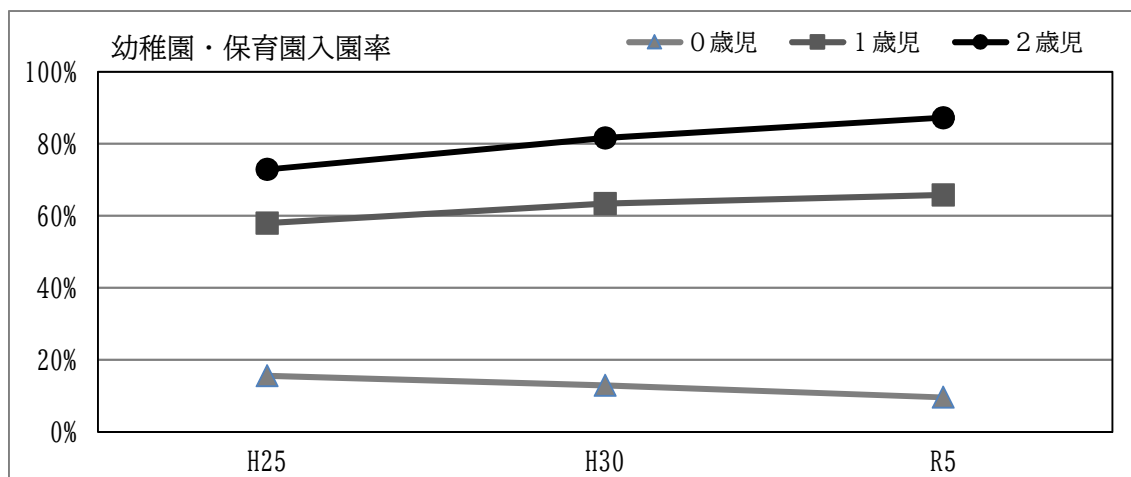
(資料：越前市統計年鑑 人口動態 R5は住民基本台帳)



② 保育園・幼稚園の入園状況

保育園と幼稚園の入園状況は、0歳児は平成25年度16%、平成30年度13%、令和5年度10%と減少しています。1歳児は平成25年度58%、平成30年度63%、令和5年度66%、2歳児は平成25年度73%、平成30年度82%、令和5年度87%と、入園率が高まっています。

(資料：こども家庭課、教育振興課 各年4月1日時点)



③ ひとり親家庭（一人暮らしの寡婦を含む）

ひとり親家庭の母子世帯は、令和元年は774世帯でしたが令和5年は738世帯と、父子世帯は、令和元年は98世帯でしたが令和5年は64世帯と、やや減少しています。

(資料：市ひとり親家庭調査 毎年10月1日)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
母子世帯	774	751	729	738	738
父子世帯	98	84	77	76	64
小 計	872	835	806	814	802

④ 子ども・子育て総合相談室における相談件数

相談件数（実件数）は、平成30年度567件、令和2年度644件、令和4年度813件で増加しています。

(資料：こども家庭課)

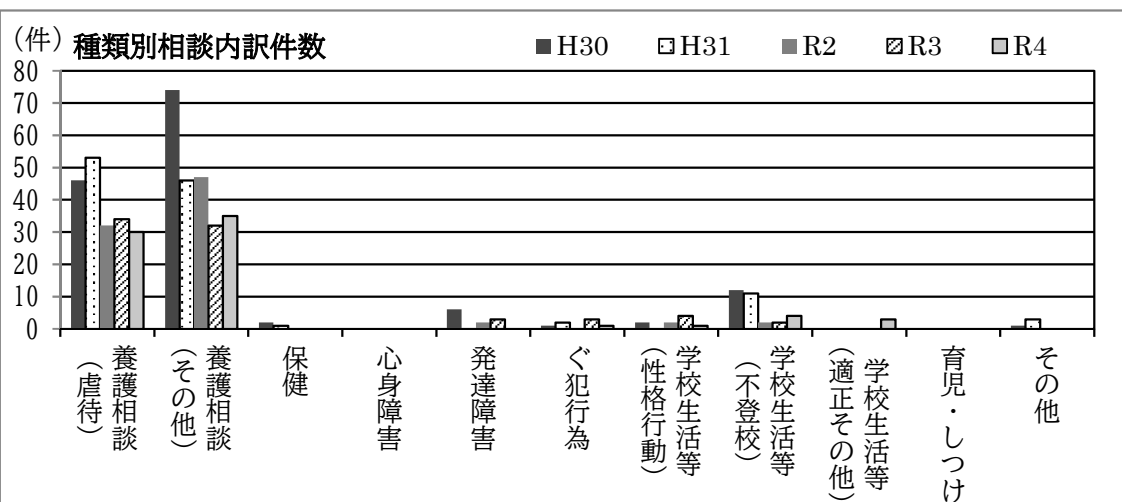
年度	総 数	家庭児童相談	発達相談	ひとり親家庭 相談	女性相談 (男性相談)
H30	567件	214件	149件	129件	75件
R1	561件	208件	135件	130件	88件
R2	644件	261件	163件	123件	97件
R3	764件	303件	225件	150件	86件
R4	813件	363件	200件	158件	92件

⑤ 児童虐待に関する相談

(資料：こども家庭課)

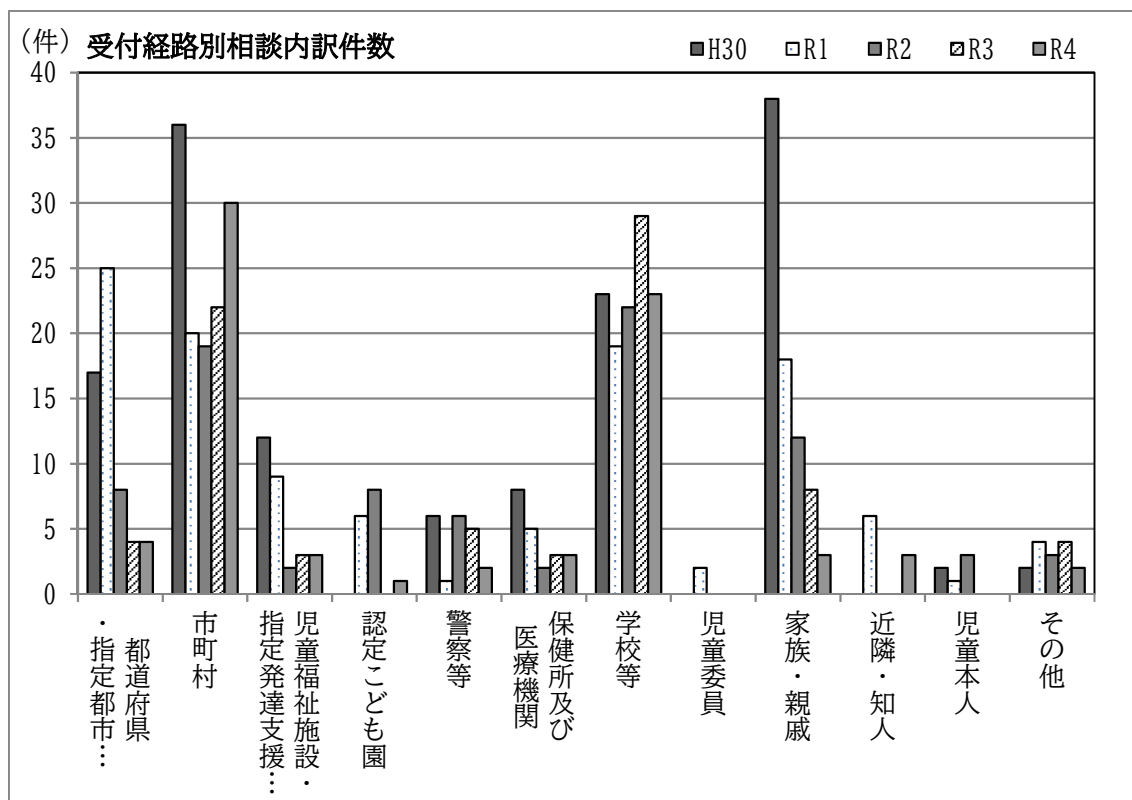
◎種類別相談内訳件数（新規受付件数）

年度	種 別										計
	養護相談		保健	心身 障害	発達 障害	ぐ犯 行為	学校生活等			その 他	
	虐待	その 他					性格 行動	不登 校	適正 その他		
H30	46	74	2	0	6	1	2	12	0	1	144
R1	53	46	1	0	0	2	0	11	0	3	116
R2	32	47	0	0	2	0	2	2	0	0	85
R3	34	32	0	0	3	3	4	2	0	0	78
R4	30	35	0	0	0	1	1	4	3	0	74



◎受付経路別相談内訳件数

年度	都道府県 指定都市 中核市			市町村			児童福祉施設		認定こども園	警察等	保健所 医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等						
H30	13	3	1	20	15	1	8	4	0	6	1	7	1	21	1	0	0	38	0	2	2
R1	22	3	0	9	8	3	6	3	6	1	0	5	0	17	2	0	2	18	6	1	4
R2	6	2	0	5	12	2	2	0	8	6	0	2	0	22	0	0	0	12	0	3	3
R3	4	0	0	12	10	0	3	0	0	5	2	1	0	29	0	0	0	8	0	0	4
R4	4	0	0	19	10	1	1	2	1	2	0	3	0	22	1	0	0	3	3	0	2

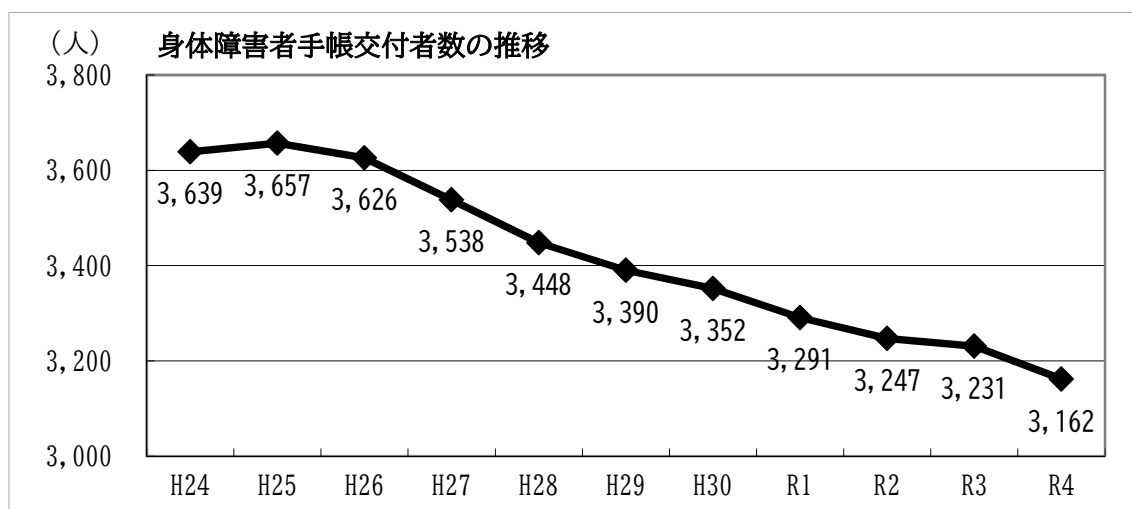


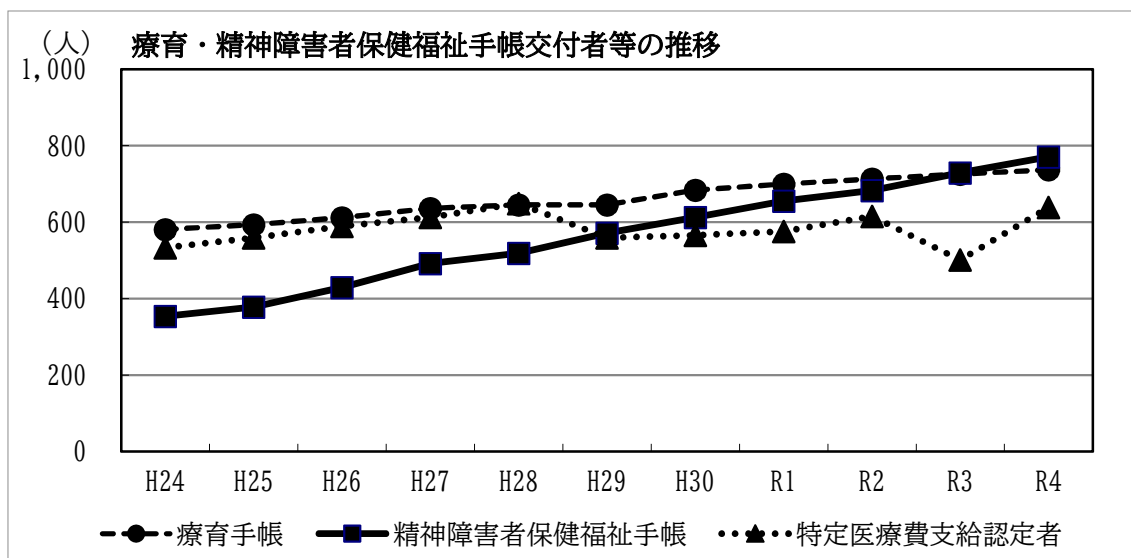
(4) 障がい者福祉の動向

身体障害者手帳所持者は、平成 25 年度 3,657 人でしたが、以降は減少傾向で、平成 30 年度 3,352 人、令和 4 年度には 3,162 人となっています。

療育手帳所持者は、平成 24 年度 581 人でしたが、平成 30 年度 684 人、令和 4 年度には 737 人と増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 24 年度 354 人でしたが、平成 30 年度 613 人、令和 4 年度には 771 人と増加しています。

(資料:社会福祉課 ※毎年 3 月 31 日現在)

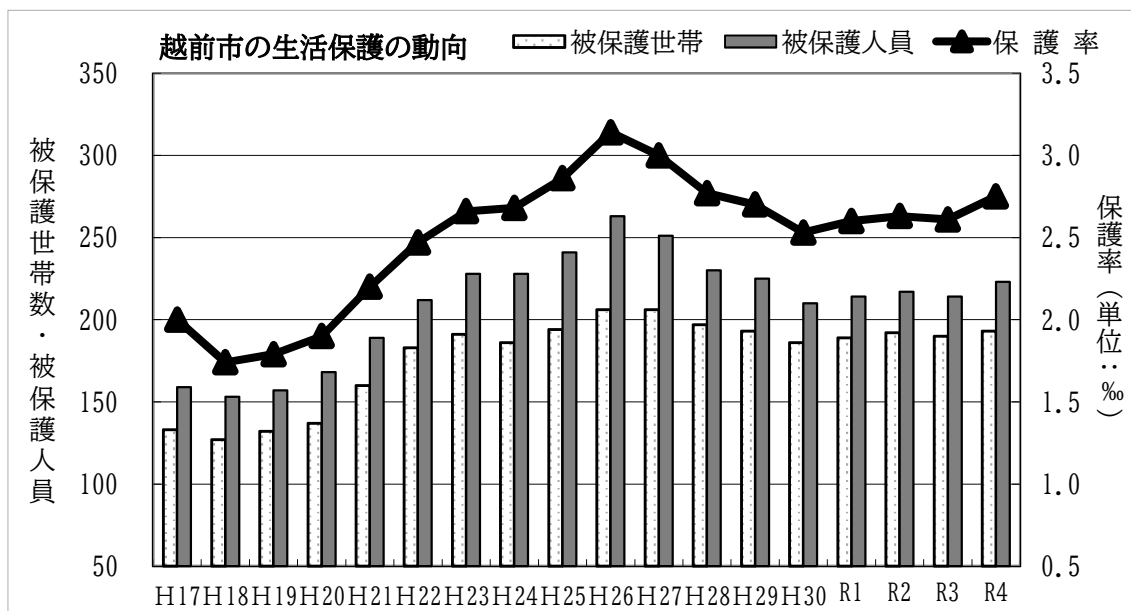




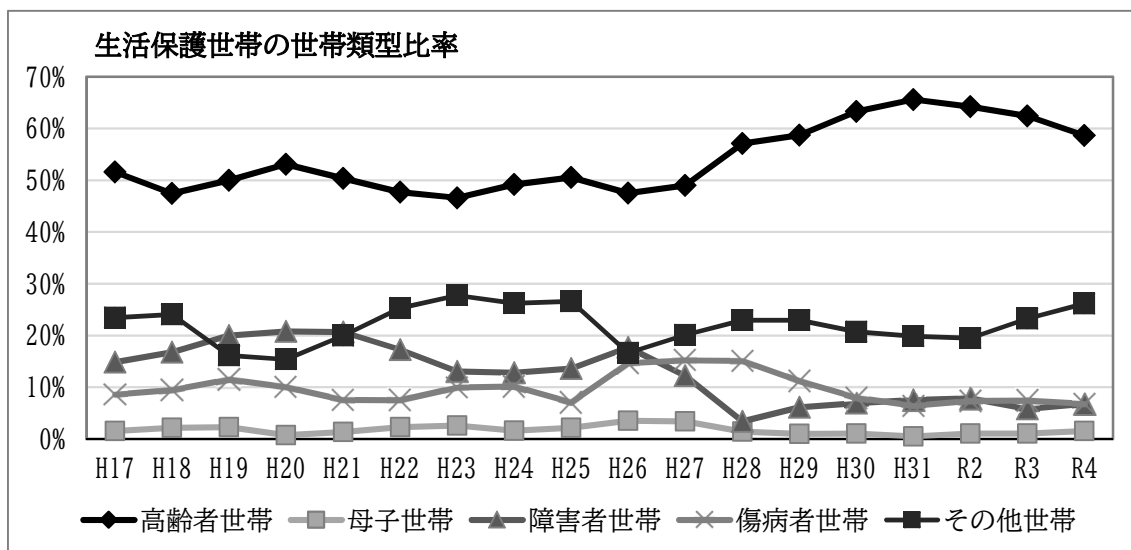
(5) 生活保護、生活困窮者の動向

生活保護の受給状況をみると、平成 17 年度に 133 世帯 159 人で、平成 20 年秋までは横ばいでしたが、リーマンショック後に急増し、平成 26 年度 206 世帯となった後は横ばい状態で、令和 4 年度 193 世帯 223 人となっています。

(資料：各年度平均人数と世帯数 ※合併以前 (H17) 旧武生市のみ：社会福祉課)

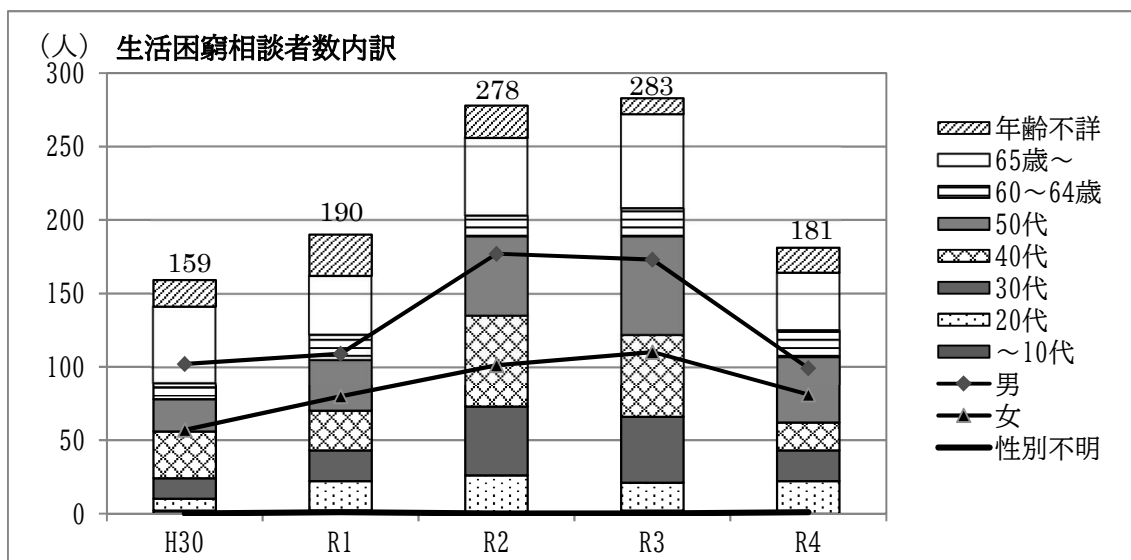


さらに世帯類型をみると、高齢者世帯が最も多く 60%を占めています。働ける年代を含むその他世帯は、平成 26 年度以降は 20%で横ばいでしたが、令和 4 年度は 26%と増加しています。

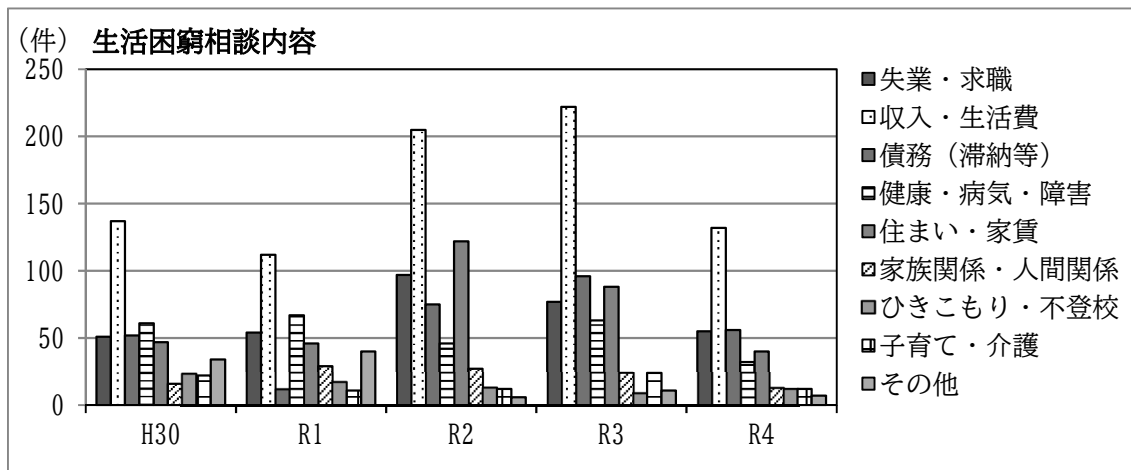


◎生活困窮相談者数内訳

(資料：社会福祉課)



◎生活困窮相談内容

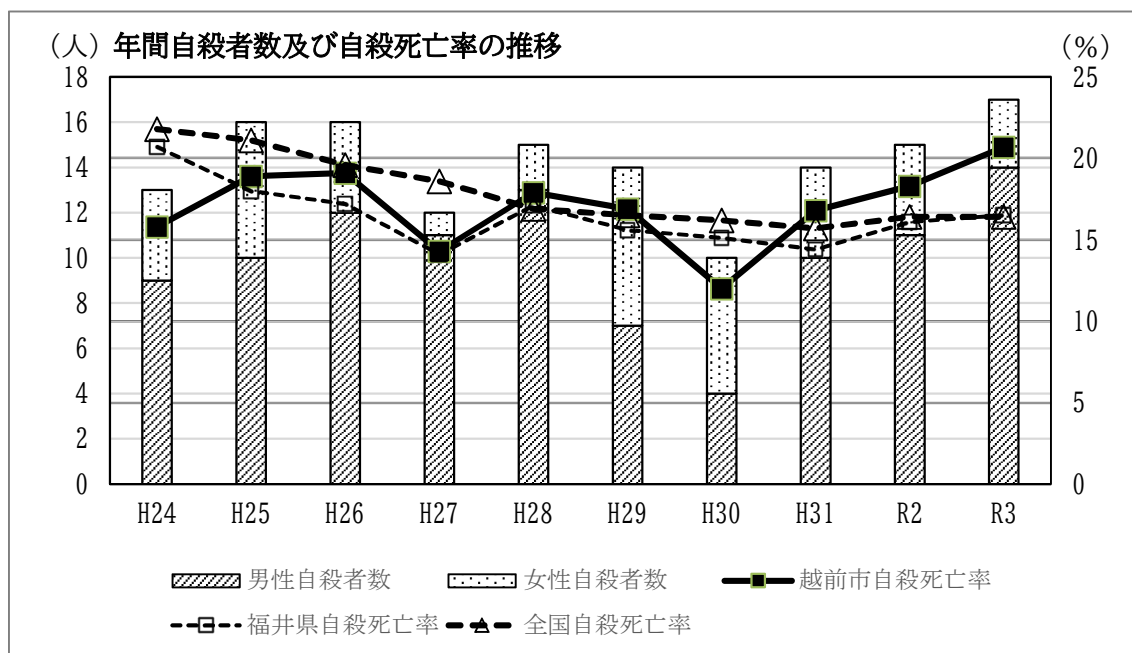


(6) 避難行動要支援者の登録状況 (資料:防災危機管理課 ※令和5年10月1日現在)

① 避難行動要支援者数	2,822 人
② ①のうち、避難支援制度への同意者数	738 人
③ ②の同意者に対する避難支援者数	449 人

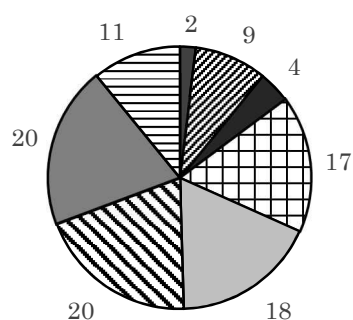
(7) 自殺者数・自殺率

(資料:厚労省「地域における自殺の基礎資料」)

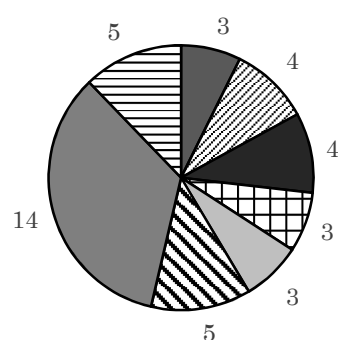


性別・年齢別自殺者数 (H24～R3の合計)

男性 (人)



女性 (人)



■ 20歳未満 ■ 20-29歳 ■ 30-39歳 ■ 40-49歳 ■ 50-59歳 ■ 60-69歳 ■ 70-79歳 ■ 80歳以上

◎職業別自殺者の割合（H24～R3 の合計）

職業	自営業・ 家族従業 者	被雇用・ 勤め人	学生・生 徒等	主婦	失業者	年金・雇 用保険等 生活者	その他無 職者	不詳
越前市自殺 者数（人）	7	47	4	12	7	44	21	0
越前市割合	4.9%	33.1%	2.8%	8.5%	4.9%	31%	14.8%	0%
福井県割合	8.8%	33.6%	3.1%	5.8%	7.6%	29.1%	11.4%	0.6%
全国割合	7.1%	29.3%	3.9%	6.1%	3.8%	24.8%	23.4%	1.6%

3 越前市地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

越前市地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

平成24年3月30日

規則第27号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、越前市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定にかかる調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

4 越前市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	団体名
学識経験者	◎ 永井 裕子	福井県立大学
	○ 月岡 幹雄	武生医師会
団体関係者	片岡 耕治	越前市自治連合会
	山本 正男	越前市いきいきシニアクラブ連合会
	古川 則男	越前市身体障害者福祉連合会
	代継 亜由美	越前市母子寡婦福祉連合会
	山本 聖三	越前市保育研究会
	橋本 君代	越前市運動普及推進員会
	三好 弘幸	越前市地区保護司会
福祉関係機関	小泉 義廣	越前市民生委員児童委員協議会連合会
	橋本 達昌	越前市地域公益活動推進協議会
	藤 光真	越前市社会福祉協議会
市民代表	福田 由江	こじかの会
	山田 節子	公募
行政機関	南川 敏広	武生公共職業安定所

◎委員長 ○副委員長

5 越前市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ員名簿

氏 名	職 名	所 属	氏 名	職 名	所 属
児玉 勝	部長	越前市社会福祉協議会 地域福祉部	岩田 ゆき	副課長	越前市長寿福祉課
村下 誠一	部長	越前市社会福祉協議会 総務企画部	八田 丈嗣	主幹	越前市こども家庭課
飯田 俊幸	就職支援 ナビゲーター	武生公共職業安定所	小木 充子	主幹	越前市健康増進課
小林 利浩	課長	県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 福祉課	高橋 克己	主幹	越前市建築住宅課
中村 圭介 井上 美紀	主幹 副課長	越前市市民市民協働課	川崎 仁美	副課長	越前市教育振興課
井上 浩至	主査	越前市防災危機管理課	西村 涼 大林 来輝	主査 主事	越前市産業政策課
吉田 香織	主査	越前市生涯学習 ・芸術文化課	向當 裕昌	主幹	越前市地域交通課
横溝 エレーナ	主査	越前市窓口サービス課			

越前市地域福祉計画策定委員会事務局

越前市市民福祉部長	出口 茂美
越前市社会福祉課長	北岡 良夫
越前市健康増進課長	須磨 紀美子
越前市市民協働課長	津田 勝秀
越前市社会福祉課福祉総合相談室長	川上 みのり
越前市社会福祉課副課長	安久 智裕
越前市社会福祉課福祉総合相談室主幹	芦原 みどり
越前市社会福祉課主幹	山崎 章江
越前市社会福祉課主幹	福田 利士行
越前市社会福祉課主査	岡田 一宏
越前市社会福祉課福祉総合相談室主事	戸澤 彩歌

越前市地域福祉計画

策定日 / 令和6年3月

発行 / 越前市

編集 / 越前市市民福祉部社会福祉課

〒915-8530 越前市府中一丁目 13-7

TEL 0778-22-3000 (代)

越前市地域福祉計画

検索